

ISSN 0288-8734

# 統計研究参考資料

No. 8 1

フランスの新人口センサス計画の動向

2003年 2月

法政大学日本統計研究所

Japan Statistics Research Institute

Hosei University

## はしがき

現在、フランスでは、国立統計経済研究所（Institut national de la statistique et des études économiques:INSEE）による人口センサスの全面改定計画が進行中である。はじめに、若干の経緯を述べておこう。

INSEE の新人口センサス計画は、連続人口センサス（あるいは連続センサス）構想として提唱されてきたものである。1996 年 3 月、INSEE のドビール氏とジャコ氏（Deville,J-C. et Jacod,M.）が、アメリカセンサス局年次調査会議で、その構想を発表している（Deville/Jacod [3]）。これが、それに関する最初の検討結果の公表である（Dumais et al. [25] p.6）。フランスでは、人口センサスの実施が 1997 年に予定されていたが、1999 年への延期が「1994 年末」（Deville/Jacod [3] p.2）に決定された<sup>1</sup>。したがって、彼らのセンサス局における発表は、そうした状況変化を背景にしていると考えられる。

その後、連続人口センサスの構想は、たとえば、1998 年 9 月や 1999 年 3 月に公表された 2000 年以降のセンサスに関する調査研究に継承される（Isnard [4] [5]）<sup>2</sup>。

ただし 1999 年になると、INSEE の計画は、新段階に入ったように思われる。というのも、INSEE は、1999 年初頭から、新人口センサスを利用者とともに、かつ利用者のために、考案されたプロジェクトとする目的で、国や地方レベルで、大規模協議を開始したからである。それは、内務省と始められ、地方議会議員、とりわけ彼らの全国団体、関係諸省<sup>3</sup>、さらには全国統計情報評議会（Conseil national de l'information statistique:CNIS）に結集した統計利用者グループと続けられた（INSEE [27] p.11、INSEE [26] p.1）。

この CNIS における統計利用者グループとの協議は、CNIS によって組織されたものであ

---

<sup>1</sup> ただし、1994 年 11 月 10 日の全国統計情報評議会（CNIS）事務局会議でシャンソール（Champsaur：当時 INSEE 所長）氏が 1997 年実施予定の人口センサスが予算の理由のために（1995 年のための準備予算が認められなかった）、2 年遅れることに言及されている（CNIS [1] p.24）。

<sup>2</sup> さらに、CNIS の 1999～2003 年中期計画において、予定される統計作業の「テーマと作業」の一つとして INSEE の新センサス計画があり、そこでも「連続人口センサス」（2001 年 9 月以降、担当機関：INSEE-Mission、Avenir des Statistiques de Population）の名称が使われている（CNIS [6] p.34～35）。2000 年 11 月の「2001 年以降のセンサスに関する INSEE-EUROSTAT セミナー」で提示された Dumais et al. [22] のタイトルの一部にも「連続人口センサス」の名称がある。

<sup>3</sup> INSEE [10]（p.264）によると、内務省及び関係諸省による検討テーマは、①法定人口の新概念、②法定人口利用に関して起こりうる見直しである（法定人口については、本資料第 1 章を参照されたい）。その成果の一部は、INSEE [26]（p.5～6）に、「関連条文の全体を比較校訂することや可能性のあるインパクトを研究することに責任を有する各省間作業グループの結論」として示されている。INSEE [27]（p.11）には、それらの諸省とともに推進された協議は、立法上及び規則上のインパクトを対象とした、という指摘がある。地方議会議員等との協議については、INSEE [27]（p.11～12）に、きわめて簡潔に言及されている。

って、1999年には、4月22日の会議から12月9日の総会に至るまで、数回にわたって開催された。その成果は、CNIS [11] に収録されている<sup>4</sup>。この協議に関連して、科学委員会レポート (Comité scientifique [12]) が2000年2月に公表された。

さらにCNISでは、1999年12月に質問に関する作業グループの設置が決められ、その成果が、2001年2月、調査票に関するCNIS作業グループのレポート (CNIS [23]) として公表されるなど、継続的に、新人口センサス関連作業が進められている。

そのほか、2000年後半以降に開催された新人口センサス関連のセミナーを列举すると、2000年10月に、1回目の「センサスの革新に関するSFdS<sup>5</sup>-INSEE方法論セミナー (Séminaire méthodologique SFdS-INSEE sur la rénovation du recensement, 5.10.2000)」、2000年11月に、「2001年以降のセンサスに関するINSEE-EUROSTATセミナー (Séminaire INSEE-EUROSTAT sur les recensements après 2001, 20~21.11.2000)」が開催された。SFdS-INSEE方法論セミナーについては、2001年10月24日に2回目、2002年6月25日に3回目が開催されるに至る。

他方、2001年6月12日から新人口センサス関連法案の審議が国民議会で開始される。この審議は、政府が議会に法案を提出するように、コンセイユ・デタ (Conseil d'Etat)<sup>6</sup>が勧告 (1998年7月2日の意見) したことによる。というのは、センサスに法的根拠を与える必要性の他に、人口作成方式の重大な変化は法的手段を経る必要があると見なされたからである (INSEE [26] p.6)。新人口センサス関連法案は、2002年2月末に、隣接民主主義に関する2002年2月27日第2002-276号法律の第V編「センサス実施作業」 (République française [31]) として、公布されることになった。

以上のようなCNISにおける活動、SFdS-INSEE方法論セミナーの開催や法案の成立は、現在、急ピッチで、関連作業が進められていることを示している。今のところ、新人口センサスの最初の詳細な統計結果の公表が2008年末に計画され、それに必要なデータ収集が2004年初頭から開始される予定である。

この『統計研究参考資料』は、新人口センサス関連法案の審議開始にあわせて公表された資料と新人口センサス関連法をもとに、新人口センサス計画の基本方針について論じた第1章、主として1回目のSFdS-INSEE方法論セミナー (2000年10月) に関わる文献をもとに、新人口センサスの調査方法と推計方法を論じた第2章、さらにはこれらに関連する基本文献の翻訳資料を収録した3つの章と参考文献とからなる。

なお本『参考資料』は、大分大学経済学部教授西村善博氏による (財団法人) 日本証券奨

---

<sup>4</sup> INSEEは、1999年のCNISにおける統計利用者グループとの協議のテーマを①人口センサス情報の内容、②提供される情報の性質、③測定法としている (INSEE [10] p.264)。

<sup>5</sup> Société française de statistiques : フランス統計学会

<sup>6</sup> 「国務院」と訳されることもある。

学財団平成 13 年度研究調査助成「高度情報化社会の進展と人口センサスの変容——フランスの試み——」、平成 14 年度科学研究費基盤研究 (C) (2)「フランスの新人口センサス計画に関する調査研究」および平成 14 年度科学研究費基盤研究 (A) (2)「世界人口センサスの方法的転回と政府統計体系の変容に関する国際比較研究」(研究代表者、濱砂敬郎九州大学教授) の研究成果の一部として公表されるものである。

また、本『参考資料』は、2002 年前半までに著者によって収集された諸文献に基づくものであるが、同氏の手元には、さらに、2002 年 9 月以降に新たにフランスで収集された資料もあるとのことである。これらの資料にもとづく研究の成果については、機会を改めて公開して頂くこととしたい。

フランスにおける最新の統計の動向を識る上での貴重な資料として、多方面でご活用頂ければ幸いである。

2003 年 2 月 25 日  
法政大学日本統計研究所

# 第 1 章 計画の基本方針<sup>1</sup>

## はじめに

新人口センサス計画の基本方針を理解するための参考となる文献として、たとえば、INSEE [10] [18] [21] [26] [27] [32] を挙げるができる。これらは、1999 年以降の新人口センサス関連のセミナーや協議で提示されたものである。

ところで科学委員会レポートをみると、1999 年の CNIS における INSEE と統計利用者グループとの連続的な協議で、INSEE が人口の推計方式の変更を提案したとして、その特徴が次の 2 点に要約されている。①7～9 年毎に 1 回かぎりではなく、年内における連続的データ収集にもとづく年次推計、②一部、標本調査によって行われる推計である（Comité scientifique [12] p.3）。この①は、バカンス時期の数ヶ月を除く、毎月の調査実施によってデータ収集を行うことを意味している。

この方針は、1999 年 11 月の CNIS 会議で提示された INSEE [10] に明示されている。しかしながら、科学委員会レポートの公表後、1 回目の INSEE-SFdS 方法論セミナー（2000 年 10 月）で提示された INSEE [18] では、毎年 of の同時期におけるデータ収集に変更された。2001 年以降のセンサスに関する INSEE-EUROSTAT セミナー（2000 年 11 月）の時に INSEE [21] が提示されるが、これは INSEE [18] と同じ内容である。

他方、新人口センサス関連法案の議会討論の開始（2001 年 6 月 12 日）にあわせて、INSEE は、新人口センサス計画の基本方針を示す 2 つの文献を作成・公表している。すなわち、INSEE [26] [27] である。形式的にみると、INSEE [26] は、INSEE [18]（及び INSEE [21]）の修正・追加の体裁をとっている。これに対して、INSEE [27] は計画のポイントを要約的に整理した体裁をとり、INSEE [26] には見られないような記述もある。

これらの文献によって、新人口センサス計画の基本方針が確定していく方向を読み取ることができる。他方、新人口センサス関連法案の成立（2002 年 2 月末）によって、センサス実施の根拠法が確立した。調査方法に関して確定した事項もみられるが、検討課題として残された事項もある。

そこで、本章では新人口センサス関連法案の議会討論の開始にあわせて作成・公表された文献（INSEE [26] [27]）と新人口センサス関連法（République française [31] 等）をもとに、計画の基本方針を示したいと思う。具体的には、①目的と提供（あるいは公表）さ

---

<sup>1</sup> 本章は、筆者が第 69 回日本統計学会（2001 年 9 月 2 日）で行った報告「フランスの新センサス計画の動向」および日本人口学会第 55 回九州地域部会（2002 年 2 月 2 日）で行った報告「フランスの新人口センサス計画について」を加筆修正したものである。

れる結果、②実施方法、③実施体制をとりあげる。そして、④新人口センサス関連法に言及する。いくつかの論点については、その他の文献を利用して、比較あるいは補足の観点から論じることとする<sup>2</sup>。なお、INSEE [26] [27]、République française [31] 等については、翻訳を後掲しているので、それらも参照されたい。

## 1 目的と提供（あるいは公表）される結果

### 1.1 目的

フランスでは、従来、7～9 年間隔で、人口センサスが実施されてきた。INSEE は、それに代わる新しいデータ収集方法、すなわち、毎年、人口及び住居に関する結果の提供を可能にする方法を提案する。その目的は、以下のような 3 点に要約される (INSEE [27] p.3)。

- ①人口及び住居に関して、定期的な、最新かつ信頼できる結果を作成すること。
- ②各コミューン (commune) <sup>3</sup> の人口及びその特性を決定するために、最高質のデータ収集を行うことを可能にすること。これは、とりわけ、非回答を減らすことによる。
- ③INSEE のレベルでも、大コミューンレベルあるいはコミューン間協力公施設法人 (établissements publics de coopération intercommunale) <sup>4</sup> のレベルでも、負担を平滑化すること。

この①について、INSEE [26] (p.1～2) では、「産み出される情報の新しさを増すために」という観点から説明され、新人口センサスの目標が、毎年、最新かつ高質の結果の提供であること、これによって、結果産出のテンポを社会の急速な変化に適合させ、より最新の情報を求める経済社会生活の意思決定者および関係者の要求に応える、とされている。他方、INSEE [27] (p.2～3) では、この「要求に応える」という点が、「利用者の期待」として、「定期的に更新される最新情報」<sup>5</sup> 「公的あるいは民間の地方活動をより効率的にする」という項目に整理され、より具体的に示される。

次に、②と③について、現行人口センサスの問題との関連で補足する。まず、②については、調査漏れに関する認識である。すなわち INSEE は、調査漏れ (1990 年センサスで約 1%と推定) が、どこでも、かつ人口の全カテゴリーで同じであったならば、あまり厄介ではないだろう。しかし、それは、大都市、若い成人層や単独世帯で、より頻繁に生じ

---

<sup>2</sup> 本章は、脚注 1 のように、当初、第 69 回日本統計学会の報告として準備したので、その時点で最新であった INSEE [26] [27] を中心に作成している。現時点で最新の INSEE [32] を中心とした解説と問題点の検討は次の課題とする。

<sup>3</sup> コミューン (commune) は、「フランスの行政組織の基礎をなす地方公共団体」(中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』第 2 版、2002 年) であって、一般に市町村にあたる。なお、パリ、マルセイユ、リヨンは、区に分けられ、それぞれの区が一つのコミューンとみなされる (Isnard [5] p.5) ので区を含む。

<sup>4</sup> コミューン間協力公施設法人については、後述「3 実施体制」を参照。

ている。今のところ、それは小さいが、現行の手続きを延長して、それが大きな割合には達しないだろうということを保証するものは何もない（INSEE [26] p.7）、と主張する。あるいは、1999 年人口センサスのデータ収集は順調に行われたが、大都市住民はますますコンタクトをとることが難しい（INSEE [26] p.2）、と。このような状況のために、とくに非回答を減らすことによる最高質のデータ収集を可能にすることが目的となったと考えられる。

③については、従来の人口センサスは、実施作業組織にとって、後方支援、予算および人的資源の面で、重大な負担のピークを産み出している（INSEE [26] p.2）。このため、新人口センサス計画において負担の平滑化が目的とされたのである。たとえば、新人口センサスの年次費用は、1999 年人口センサス費用の 1/8 に相当する。その年次費用は、8 年の期間にわたって、すなわちセンサス間の平均的な期間にわたって、同一費用を国の予算に組み入れることを保証する。国のために、予算を平滑化できるし、予算をより予測可能にすることができる（INSEE [26] p.2）、と。

この最後の点は、とくに重要であろう。というのも、「フランスでは、1997 年センサスが、予算問題のために 1999 年に延期された。その時、INSEE はフランス政府からセンサスの処理に必要な割り増しの 13 億フランスフラン（2 億アメリカドル）を得ることができなかった。INSEE にセンサスによって引き起こされる支出のピークを避けるよう求める声明とともに、1999 年のための資金が与えられた」（Isnard [4] p.2）<sup>6</sup>とされているからである。今回の計画の目的の一つは、このような要請に応えることにある。

## 1.2 提供（あるいは公表）される結果

INSEE [26] (p.2) によると、毎年末（ $n$  年<sup>7</sup>末）に、以下が提供（あるいは公表）される計画である。

- ①フランス及びその地域圏（régions）<sup>8</sup>について、当年 1 月 1 日（ $n$  年 1 月 1 日）現在の統計的記述

---

<sup>5</sup> この項目の一部については、INSEE [26] (p.5) にも記載されている。

<sup>6</sup> Isnard [5] (p.2) でも、同様に書かれている。ただし、若干、数字が修正されている。13 億フランスフランが「12.5 億フラン」に、2 億アメリカドルが「1.98 億ユーロあるいは 2 億アメリカドル」とされている。「はしがき」脚注 1 にも関係するが、人口センサスをめぐるフランス政府や議会の動向、あるいは 1997 年人口センサスの実施遅れの影響については、今後の検討課題とする。

<sup>7</sup> その年が何年であることを示す記号として、「 $n$ 」のほかに、文献によっては「A」「y」が使われている。本資料では、「 $n$ 」で統一した。

<sup>8</sup> 地域圏（région）は広域行政圏であり、県のグループから構成される。フランス本国に 22 の地域圏がある。当初、INSEE [10] (p.259) では「一定の大地域（grandes zones fixes）」と提案され、INSEE [18] (p.1) 及び INSEE [21] (p.1) では「大地域（grandes régions）」と提案されていた。INSEE の担当者から、大地域と地域圏の場合、それらが行政地域を指すかぎり、違いはないという情報を得ている。

②n-2年1月1日現在に係る国土の全地域（コミューン及びそのグループ、大都市の地区、地域など）の統計的記述

前者が速報的な結果、後者が詳細な結果の提供計画といえる。今後のスケジュールと関連づけると、新システム下でのデータ収集が2004年初頭に開始され、5年間に収集されたデータを利用して、2008年末以降、年次法定人口<sup>9</sup>および年次統計結果の公表（INSEE [26] p.1～2）、あるいは各コミューンの年次法定人口の公表と地理上の全地域の年次結果の公表（INSEE [27] p.4、p.13）が計画されている。したがって、上記②のなかに、各コミューン法定人口の提供が含まれていると考えてよい。

詳細な結果（上記②）の提供については、その最初の時期が延期されてきた。1999年11月のCNIS会議では、2006年末と提案されていた（INSEE [10]）。それが2000年10月の1回目のSFdS-INSEE方法論セミナーの時に、2007年末に修正提案されていた（INSEE[18]）。したがって、さらに1年延期となったのである<sup>10</sup>。

他方、速報的な結果（上記①）については、最初の提供時期が不明確である。それは、2004年末（INSEE [10] p.259）から2005年末（Desplanques [24] <sup>11</sup> p.5）に変更されたが、INSEE [27] (p.13) の「将来のスケジュール」の中には示されていないからである<sup>12</sup>。

このほか、人口1万人未満のコミューンについては、調査実施の数ヶ月後、最初の統計結果の提供が提案されている<sup>13</sup>（INSEE [27] p.4）。しかし、これについても最初の提供時

---

<sup>9</sup> 法定人口とは、センサス実施後、デクレ(décret)によって認証される人口である。Deville/Jacod [3] (p.8)、Isnard [5] (p.5)によると、コミューンの法定人口は、センサスの統計人口に2重カウント（居住コミューンと出身コミューンの双方でのカウント）の人口が加算されている。その対象として、施設（学校の寄宿舎、兵舎、老人ホームなど）人口の一部がある。1999年人口センサスの法定人口の正確な定義については、たとえばINSEE [20]を参照されたい。なおデクレとは、一般に、共和国大統領または首相によって署名された一般的効力を有する行政立法または個別的効力を有する執行的決定（中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』第2版、2002年）とされる。「政令、行政命令」と訳されることもある。

<sup>10</sup> INSEE [10] (p.263)では、2006年末に2004年1月1日現在の結果を公表と提案されていた。これに対してINSEE [27] (p.13)では、2008年末に公表としか記されていないが、これは2006年1月1日現在の結果の公表となろう。

<sup>11</sup> Desplanques [24]はSFdS機関誌（*Journal de la Société Française de Statistique*, tome 140, n° 4, 1999）に掲載されたが、[http://www.sfds.asso.fr/manifest/c\\_mani01.htm](http://www.sfds.asso.fr/manifest/c_mani01.htm)において、1回目のSFdS-INSEE方法論セミナーの議事録の一つとしても公表されている。本資料では、そのホームページから入手したものを利用した。当該セミナーのデプランクとイスナールの報告（Desplanques/Isnard [17]）に対応すると思われるが、内容それ自体は、かなり加筆修正されている。新システム下でのデータ収集の開始時期や統計結果の提供計画から判断すると、2000年11月の「2001年以降のセンサスに関するINSEE-EUROSTATセミナー」の時に提示されたINSEE [21]よりも新しいが、INSEE [26] [27]よりも前の時点の検討結果が記載されたように考えられる。しかし、当該雑誌の巻・号・年は、実際の出版時点と違いすぎることで、今のところ、当該雑誌の実際の出版時点が不明なので、参考文献リストには、ホームページ掲載版のファイル作成時点（2001年9月）を記載した。

<sup>12</sup> INSEE [27]の改訂版で、新人口センサス関連法成立後、公表されたINSEE [32]の「将来のスケジュール」の中でも、同様に示されていない。

<sup>13</sup> この結果の提供は、「調査実施の数ヶ月後」ということから考えると、1年のなかでは、年

期が不明である<sup>14</sup>。

最後に、統計結果が毎年提供されることにより、新人口センサスにおいては、従来の人口センサスに比べて、それが「約 3 から 4 年」(INSEE [26] p.2) あるいは「平均して 3 年」(INSEE [27] p.2) 新しい<sup>15</sup>、とされることも指摘しておきたい。

## 2 実施方法

INSEE は、人口数及び人口の社会人口学的記述に関する統計を作成するために、各コミューンにおける住民からの収集情報と行政ファイルに基づくデータを利用する (INSEE [26] p.3、INSEE [27] p.5)。すなわち統計作成のために、実査によるデータ収集が行われ、行政ファイルが利用される。なお収集個人データの秘匿性遵守も、もちろん強調されている (たとえば INSEE [27] p.6~7)。

以下、調査方法と行政データの利用方法、さらには海外県及び海外領土への適用に言及する。

### 2.1 調査方法

コミューンの人口規模に応じて、すなわち、1 万人未満のコミューン (「小コミューン」あるいは「小・中コミューン」と呼ばれる) と 1 万人以上のコミューン (「大コミューン」と呼ばれる) の間で、データ収集方法が異なる。ただし境界人口が 1 万人というのは、新センサス関連法案の成立時点で確定した。

人口 1 万人未満のコミューンの場合、住民は全数調査の対象となる。ただし、毎年、コミューンの 1/5 の割合で、ローテーション方式で実施される。各コミューンは、該当年の同時期に、5 年毎に調査される (INSEE [26] p.3)。あるいは、5 グループに分けられ、毎年、1 グループのコミューンの全人口が調査される (INSEE [27] p.5)。

人口 1 万人以上のコミューンの場合、標本調査が実施される。ここでは、建物登録簿 (répertoire d'immeubles localisés: RIL)<sup>16</sup>が作成され常に更新される。この登録簿によって、

---

末よりも前の時期と思われるが、具体的な時期は不明である。参考までに、INSEE [10] では、2001 年第 4 四半期から調査を実施し、2002 年から公表という提案がなされていた。

<sup>14</sup> INSEE [32] では、INSEE [27] (p.4) の対応箇所から、人口 1 万人未満のコミューンに関する最初の統計結果の提供が削除された。したがって、この提供計画については、いっそう、分かりにくくなったといえる。

<sup>15</sup> 詳細は、従来の人口センサスと新人口センサスとの間における、種々の統計結果が利用可能になるまでの期間の比較 (INSEE [10] p.260) として与えられている。

<sup>16</sup> répertoire d'immeubles localisés は、たとえば「位置の確定した建物登録簿」あるいは「確認済み建物登録簿」と訳せる。Dumais et al. [14] では、「building register」と表現されているので、本資料では、単に「建物登録簿」とした。

コミューン域を 5 グループに分けることが可能となる<sup>17</sup>。各グループは、コミューンの十分な代表性が保証される (INSEE [26] p.3、INSEE [27] p.5)。毎年、5 つのグループの一つを対象に、最初に、各住居が正確に確定され、次に、その確定された住居の 40%で、人口が調査される (INSEE [26] p.3)。あるいは、各グループで、年次住居抽出枠が作成され、それをもとに母集団の代表標本が調査される (INSEE [27] p.5)。こうして 5 年間に、グループのローテーションによって、コミューン全域が考慮に入れられ、40%の人口が調査されることになる。各コミューンにおけるデータ収集作業は、ローテーショングループの一つにおいて、毎年、同時期に実施される (INSEE [26] p.3)。また、いずれのコミューンの場合も、連続した 5 年がデータ収集の 1 周期となる。

これが調査方法の概要である<sup>18</sup>。以下、RIL、標本調査に対する認識、年次調査実施の意義について、若干、補足しておきたいと思う。

まず RIL をとりあげると、それは住所の記入された登録簿であり、居住用建物、経済活動事業所によって構成される。いずれ、公共施設等が追加される予定であり、その更新は、INSEE と大コミューンの役所が協力して行う (INSEE [27] p.8~9)。この RIL の意義は、上記、大コミューンの調査方法から示唆されるように、住居抽出枠の作成に利用されることである (Dumais et al. [14] p.2)。

そのような住居抽出枠に基づく標本調査によって、必要な情報を十分に収集したかどうか、重要なことを忘れなかったどうかを検査することが可能となる (INSEE [26] p.7、INSEE [27] p.6)、とされる。このような標本調査に対する認識が、高質の統計を保証すること、すなわち、漏れによる過少計数を避けることが可能という INSEE の主張の根拠となっている。

さらに、年次調査実施の意義については、次のような INSEE の主張が注目される。すなわち、従来のように、大規模かつ 1 回限りの作業とは対照的に、新センサスのより規則的な性質は、より確実な質を得ることを可能にするだろう。一部の行政地域のみがセンサス実施作業に関係づけられるので、毎年、努力を集中させることが可能であろう。手続きに段階的に慣れていくことになり、データ収集の質を最適化することが可能であろう (INSEE [26] p.7)、と。

繰り返すと、以上のような標本調査に対する認識や年次調査実施の意義が、最高質のデータ収集を可能にすることを目的にすることや高質の統計の提供を目的とする際の根拠になっている。

---

<sup>17</sup> INSEE [18] では、ここの箇所は、「その登録簿はあらゆる建物を含むが、それらは 5 つのグループに分けられる」と記述されていた。

<sup>18</sup> 調査方法に関するより詳しい議論については、本資料第 2 章を参照されたい。

## 2.2 行政データの利用方法

毎年、慣用的なすべての地域の結果を提供するために、行政ファイルが利用される。すなわち INSEE は、調査にもとづいて毎年収集されるデータの更新を行うために行政ファイルから抽出された統計データを利用する方針である。その基本的方法は、いくつかの行政ファイルデータに観察される変化に依拠するものであるが、具体的な行政データとして、住居税ファイルが指摘されるにとどまる（INSEE [26] p.3）。

補足すると、行政ファイルデータは、詳細な結果を作成するために利用される。行政ファイルとして、住居税ファイルのほかに、健康保険ファイルがある（たとえば INSEE [10] p.262）。

## 2.3 海外県及び海外領土への適用

海外県及び海外領土への適用は、INSEE [18] [21] に対して、INSEE [26] (p.4)、INSEE [27] (p.7) における追加事項である。海外県の場合、本国への適用方法が部分的に修正される。他方、海外領土の場合、従来の全国人口センサス (recensements généraux de population) が実施される（ただし、5 年毎）。すなわち、適用除外となることが提案される。

## 3 実施体制

情報収集は INSEE によって組織・規制され、センサスの実査はコミューンあるいはコミューン間協力公施設法人によって準備・実施される。それらは、そのために国から請負交付金を受け取る（INSEE [27] p.8）。これが実施体制の原則であり、INSEE とコミューン（あるいはコミューン間協力公施設法人）の役割が以下のように提案される（INSEE [27] p.8）。

### ①コミューン（あるいはコミューン間協力公施設法人）

- ・センサス調査員の募集責任を保持する。
- ・データ収集を準備する。
- ・センサス調査員の直接的指導と継続的検査を行う。
- ・センサス調査員を援助することによって、データ収集の質に貢献する。
- ・データ収集の完全性に留意する。
- ・データの秘匿性遵守に留意する。
- ・INSEE によって提供された援助をもとに住民情報を収集する。

### ②INSEE

- ・センサスを組織し、その実施を規制する。
- ・ローテーショングループを決定し、人口 1 万人以上のコミューンについては、建物登録簿（RIL）を継続的に管理し、住居標本を抽出する。
- ・データ収集の概念と手順をもとに、センサス調査員の訓練内容を決定する。

- ・データ収集の質、とりわけその完全性を検査する。
- ・情報処理と自由に関する全国委員会（CNIL）の意見に従って定義された枠組みのなかで、収集データの秘匿性の厳密な遵守に留意する。
- ・実査による収集データを利用する。かつ行政ファイルから有用な統計データを抽出する。
- ・法定人口数を作成し、その結果を公表する。

センサスの実査における協力関係のあり方について、2001年6月～2002年春まで<sup>19</sup>、地方議会議員等との協議続行が予定されていた（INSEE [27] p.12）ので、上記の役割がさらに具体化、詳細化されると思われる。

ところで、INSEE [27] において、コミューン間協力公施設法人が明記された。「コミューン間協力の発展を考慮に入れると、コミューンは、コミューングループに、センサスの準備と実施を委任できる」（INSEE [26] p.4）ことから、コミューン間協力公施設法人への委託が決定されたもので、センサス実施作業の効率化を狙ったものと思われる。

以上が INSEE [26] [27] にもとづく、新人口センサス計画の基本方針である。次に、新人口センサス関連法を取りあげる。

## 4 新人口センサス関連法

2001年6月25日、国民議会で隣接民主主義（*démocratie de proximité*）に関する法案が可決された（Assemblée nationale [29]）<sup>20</sup>。この法案は、その後、2002年1月、元老院で修正可決された（Assemblée nationale [30]）ので、両院合同同数委員会の審議に付され、2002年2月13日、最終決定された。そして同年2月末に、隣接民主主義に関する2002年2月27日第2002-276号法律（Loi n° 2002-276 du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité）として公布された。当該法律の第V編（République française [31]）が「センサス実施作業」と呼ばれる。

これは、「センサス実施組織に適用可能な原則を定義し、基本ルールを設定することを目標」（INSEE [26] p.6）とし、表1のように3条から構成される。この法律によって、

<sup>19</sup> INSEE [27] の改訂版である INSEE [32] では、「2001年6月～2002年秋」に変更された。

<sup>20</sup> [http://www.assemblee-nationale.fr/dossiers/democratie\\_proximite.asp](http://www.assemblee-nationale.fr/dossiers/democratie_proximite.asp) によると、この法案の目的は、次のようである。①地方政府の意志決定に、より幅広く国民を参加させること、②地方議会議員の権利、とくに野党のそれを強化すること、③地方議会議員の任務へのアクセスを容易にすること、その任務を専門的活動とよりよく関連づけること、地方議会議員の育成を強化すること、及びその任務の実施条件を整備すること、④整備や施設に関するプロジェクト作成過程の透明性を保証すること、さらには大衆の大プロジェクト作成への参加を保証することである。

新人口センサスの実施作業が法的に根拠づけられることになったのである。従来、「アメリカ合衆国やカナダとは反対に、フランスでは、たとえ多数の法令が全国人口センサスを特に準拠しようとも、センサスを実施するための憲法上の要請あるいは法的な要請はない」（Dumais et al. [14] p.1）とされていたので、今回の法案成立は新人口センサス計画の推進からみれば、画期的なことである。

表 1 センサス実施作業

|                                     |                                                                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 156 条                             |                                                                                      |
| I                                   | 人口センサスが国の責任と管理のもとで実施されること。                                                           |
| II                                  | センサスの目的。                                                                             |
| III                                 | センサスの実査に関して、INSEE とコミューン（あるいはコミューン間協力公施設法人）の基本的役割の規定。                                |
| IV                                  | 地方公共団体一般法典 L.2122-21 条の変更。                                                           |
| V                                   | コミューン間協力公施設法人への実査の委託、任務の履行、調査員の規定。                                                   |
| VI                                  | コミューンの人口規模に応じた調査方法の相違。                                                               |
| VII                                 | 人口統計の作成に必要な情報の種類と、その取り扱い規定。                                                          |
| VIII                                | デクレによる人口の毎年の認証 <sup>21</sup> 。                                                       |
| IX                                  | INSEE とコミューン（あるいはコミューン間協力公施設法人）の間において、建物の位置確定に関わる情報 <sup>22</sup> やセンサスの実査に必要な情報の交換。 |
| X                                   | 第 VIII 項との関連で、人口数を最初に認証するデクレが新人口センサスの実査開始後、最初の 5 年間の末に公示されること。                       |
| 第 157 条                             |                                                                                      |
| I                                   | 第 156 条第 X 項に言及された最初のデクレの公示までの措置。それ以降、新人口センサスへの準拠に変更。                                |
| II                                  | 新人口センサス実施の適用除外規定。                                                                    |
| 第 158 条 標本調査実施方式を決定するための特別委員会の設置規定。 |                                                                                      |

（出所）République française [31] をもとに作成。

以下、いくつかの点について、より詳細にみていく。まず、実施体制である。第 156 条第 III 項において、INSEE とコミューン（あるいはコミューン間協力公施設法人）の基本的な役割が規定される。それと同時に、コミューン（あるいはコミューン間協力公施設法人）が調査の任務を拒否・無視した場合、国の代表者は、それを強く要求した後で、行政決定により、必要なものを提供することができる、という規定も定められた（第 156 条第 V 項）。

次に、実施方法に関連して、調査方法の基本的な枠組みが第 156 条第 VI 項において決定された。「人口が 1 万人未満であるコミューンについては、調査は悉皆であり、5 年間に、

<sup>21</sup> すなわち、法定人口の毎年の公表となる。

<sup>22</sup> すなわち、RIL の更新情報である。

ローテーションによって、毎年、実施される。他のコミューンについては、標本調査が、毎年、実施され、このコミューンの全域が同じ5年間に考慮に入れられる」。すなわち、コミューンの人口規模1万人を境界に、調査方法の相違が法的に確定した。

ただし、次のような点に留意しておこう。第158条において、「コンセイユ・デタによるデクレは本編の適用形態を決定するが、これは標本調査実施方式の決定のために、全国統計情報評議会に設けられる特別委員会の意見の後である。その委員会は、統計家、地方公共団体の代表者および国の代表者から成る」と規定された。すなわち、具体的な標本調査方式を決めるための特別委員会の設置が定められたのである。

さらに行政データの利用に関して、第156条第VII項において、「人口数を定めるために、国立統計経済研究所は、〈中略〉行政ファイル、とりわけ社会的税務的な行政ファイルにもとづく匿名人口学的データ〈中略〉を利用する」と規定され、「このために、義務的な健康保険制度の基礎給付を行っている機関に関するファイルの管理当局は、国立統計経済研究所に匿名情報を伝達する。研究所には、あらゆる個人識別を避けることができる地理レベルで、その情報を受け取り後、5年間、集計する権利がある」と定められた。このように、行政データについては、なかでも健康保険ファイルデータが重視されることが分かる<sup>23</sup>。

ところで、今回の新人口センサス関連法案の審議経過のなかで、INSEEにとって、もっとも厳しい議論であったと思われるのは、第156条第VII項と第158条に係る調査の実施方法の箇所であったと思われる。上で引用した第156条第VII項の対応箇所は、国民議会では次のように可決されていた。

「人口がコンセイユ・デタのデクレによって決められた境界よりも少ないコミューンについては、調査は悉皆であり、5年間に、ローテーションによって、毎年、実施される。他のコミューンについては、標本調査が、毎年、実施され、〈中略〉『その境界及び標本調査方式の決定のために、統計専門家、地方公共団体の代表者、国立統計経済研究所及び国の代表者からなる委員会が設けられるが、その委員会は、本法律の公布後、6ヶ月以内に、議会に、結論を渡すだろう』」（Assemblée nationale [29] 第59条第VI項）と。

この『……』で示した箇所は、当初、国民議会に提案されたものに対して、議会の審議により加筆修正された部分である。すなわち、国民議会に提案された最初の法案には、境界及び標本調査方式の決定のための委員会は記載されてはいなかったのである。それが国民議会によって修正可決されたため、一時的にせよ、調査方法の違いを決める人口規模の境界についても変更の余地が生じていたのである。それが元老院における審議により修正可決され（Assemblée nationale [30] の第59条第VI項と第61条）、実質的に最終確定とな

---

<sup>23</sup> また、この第156条第VII項の規定から、INSEEが受け取る行政ファイルが匿名情報として与えられることが分かる。

った。すなわち、人口規模の境界については、明示的に1万人で決着し、結論を6ヶ月以内に議会に渡すという時間的制約もなくなったのである<sup>24</sup>。いずれにせよ、今後、標本調査方式の具体的検討がなされることになるので、この展開に注目していく必要がある。

## 5 むすびに代えて——方針の変更と今後のスケジュール——

### 5.1 連続人口センサス

Deville/Jacod [3] には、連続人口センサス構想に関する新戦略の4原則が示されている。その一つが、コミューンからのデータ収集を年においてはできるだけ長期間に拡張し、かつ各年に拡張する (Deville/Jacod [3] p.4) というものであった。具体的には、調査実施の期間として、学年度 (academic year)、すなわち9月末から翌年6月中旬にわたる期間が提示される。というのは、従来の人口センサスは3月の特定基準日に実施されるが、その基準日の習慣を維持することは、たとえ、毎年その1/10のみを実施するにせよ、INSEEが短期間にたくさんのエネルギーを費やすこと、調査員が1ヶ月間のみ任務に就くこと、データ収集の品質管理を達成することが難しいことなどからである (Deville/Jacod [3] p.9)。

1999年11月のCNIS会議に提示された革新のスケジュール (INSEE [10]、以下の表2を参照) をみると、新システム下でのデータ収集の開始が2001年第4四半期とされ、こうした構想が生かされていた。また、Dumais et al. [14] (p.2) では、データ収集期間が $n-1$ 年9月～ $n$ 年6月 (所与の一つのコミューンについては1ヶ月) で、収集データが $n$ 年1月1日基準日に修正されることが計画されていた。

こうした方針が、毎年 of 同時期のデータ収集 (INSEE [18] [21] [26]) に変更されたのである<sup>25</sup>。具体的には、データ収集期間として、1月と2月をあて、小コミューンについては4週間を越えない、大コミューンについては6週間を越えない (Dumais [15] p.816)、と計画されている<sup>26</sup>。

新人口センサス関連法では、センサスの実査は、5年間に実施と規定されている (République française [31] 第156条第VI項) のみなので、変更の余地はある。しかし、実査開始の時期が2004年初頭 (表2を参照) であることや、われわれが2002年5月に行ったINSEEの担当者への問い合わせから判断すると、住民を対象とするデータ収集活動期間として、毎年、1月と2月をあてることが、現在、決定的である。

---

<sup>24</sup> 委員会構成員の変更の影響も考えられるが、今のところ、具体的には、不明である。

<sup>25</sup> 実際には、このような方針の変更は、収集した文献からみるかぎり、ある時点で、明確に区別されるわけではない。INSEE [18] と同時点の Dumais et al. [19] や、INSEE [21] と同時に提示された Dumais et al. [22] では、転換前の方針が見出される。

<sup>26</sup> 本資料第2章で、この方針転換にもう一度言及する。

## 5.2 今後のスケジュール

最後に、今後のスケジュール（表2を参照）をみておこう。既述のように、毎年末提供（あるいは公表）予定の詳細な結果については、その最初の時期が、2006年末→2007年末→2008年末と延期されてきた。INSEE [27] の改定版<sup>27</sup>である INSEE [32] をみても、2008年末と提案され、現在のところ、この時期が決定的のようである。実際、新人口センサス関連法、第156条第VIII項、第X項の規定から、新システム下でのデータ収集が2004年初頭に開始されれば、必然的に、2008年末に詳細な結果の公表となる。

ただし、当該法律第158条の規定により、CNISにおいて標本調査方式を決めるための特別委員会の設置が定められたので、この具体的な展開に注目する必要がある。そのほか、表2のようなスケジュールに即して、今後、計画作業が進められる予定である<sup>28</sup>。

表2 今後のスケジュール

| 「将来のスケジュール」<br>(INSEE [27] p.13) |                                                      | 参考「革新のスケジュール」<br>(INSEE [10] p.263) |                                                                      |
|----------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 2001年6月<br>12日 <sup>29</sup>     | ・人口センサス関連法案について、議会討論の開始                              | 1999年12月                            | ・法案の作成                                                               |
| 2001年6月<br>～2002年春 <sup>30</sup> | ・センサスの実査に関する組織すべき協力関係のあり方について、地方議会議員及び彼らの全国団体との協議の続行 | 2000年末                              | ・2001年財政法に対応する予算の計上                                                  |
| それから                             | ・実施に必要な適用規則体系の公表 <sup>32</sup>                       | 2001年第4<br>四半期                      | ・データ収集の開始（新しいフォーム）                                                   |
| 2004年初頭                          | ・その規則体系によるデータ収集の開始                                   | 2004年末                              | ・04年1月1日現在の全フランス <sup>31</sup> に関する統計的結果の公表                          |
| 2008年末                           | ・各コミュン法定人口の最初の公表、地理上の全地域に関する結果の最初の公表                 | 2006年末                              | ・04年1月1日現在の全地域に関する統計的結果の公表<br>・人口概念に言及する規則の修正期限<br>・コミュン法定人口の最初の年次公表 |
| その後、毎年                           | ・各コミュン法定人口の公表、地理上の全地域に関する統計結果の公表                     |                                     |                                                                      |

<sup>27</sup> INSEE [26] の改訂版は、新人口センサス関連法の公布後、公表されていない。

<sup>28</sup> 本章では、調査項目には言及しなかったが、既に、いくつかの文献が公表されている。しかし、これについては別稿の課題である。

<sup>29</sup> INSEE [32] では、この「2001年6月12日」が「2001年6月」に変更された。そして、この下に「2002年2月」が新たに設けられ、「第V編（センサス実施作業）を含む隣接民主主義に関する2002年2月27日第2002-276号法律の公布」と記されている。

<sup>30</sup> 脚注19で指摘したように、INSEE [32] では、「2001年6月～2002年秋」に変更された。

<sup>31</sup> 正確には、「フランスと一定の大地域」（INSEE [10] p.259）である。

<sup>32</sup> INSEE [32] では、この「それから」という時期に、「革新の実施コミュン情報」という項目が追加された。

## 第2章 調査方法と推定方法の基本方針

### はじめに

本章では、フランスの新人口センサス計画における調査方法と推定方法の基本方針を提示する。というのも、前章における調査方法と推定方法への言及は限定的であったからである。

1999年の全国統計情報評議会(CNIS)におけるINSEEと統計利用者グループの協議で、INSEEが提示した文献のうち、調査方法と推定方法に関して、たとえば、INSEE [7] [8] [9] [10]が有用であろう。2000年6月22～23日、イギリス・マンチェスターで開催された研究集会「人口センサス：2000年以降(the Census of Population : 2000 and beyond, 22～23.6.2000)」で、提示された文献(Dumais et al. [14])もまた、それに関して簡潔な説明を与えている。

他方、Dumais [15]は、1回目のSFdS-INSEE方法論セミナー(2000年10月)に向けて公表されたものであり、コミュンからのデータ収集期間の変更が提案された。また2000年9月に、その詳細版(Dumais et al. [19])が作成されている。これはSFdSの機関誌への掲載が予定されていたものであるが、SFdSのホームページ([http://www.sfds.asso.fr/manifest/c\\_mani01.htm](http://www.sfds.asso.fr/manifest/c_mani01.htm))に当該セミナーの議事録の一つ(Dumais et al. [25])として掲載されることになった<sup>33</sup>。

本章では、主として、これら1回目のSFdS-INSEE方法論セミナーに関係する文献をもとに調査方法と推定方法の基本方針を提示する。というのは、それらは、INSEE [7] [8] [9] [10]に比べ、公表時期の違いもあり、調査方法と推定方法について、より具体的な方向性を示しているからである。ただし、理解が難しい箇所や疑問点について、デュメ(Dumais, J.)氏から得た情報や彼のより最新の文献<sup>34</sup>を限定的に参照したところもある。他方、INSEE [7] [8] [9] [10]への言及は、住居抽出枠の作成に利用される建物登録簿(RIL)<sup>35</sup>の解説(INSEE [7])のように、他に参照すべき文献がない場合に限定した。また科学委員会が、1999年のCNISにおけるINSEEと統計利用者グループの協議に対して、

---

<sup>33</sup> Dumais et al. [19]では、データ収集期間の変更前の方針が見出される。他方、Dumais et al. [25]では、変更後の方針に変更されていることなど、両者間にかかなりの違いがある。とはいえ、後者は前者の確定版なので、引用の際には、原則として、後者のページ数のみを記載した。なお、脚注11を参照されたい。

<sup>34</sup> 2回目のSFdS-INSEE方法論セミナー(2001年10月)の報告にもとづくDumais [28]や、この成果が取り入れられたDurr/Dumais [33]である。これらの文献の議論は、本章で示したものの延長線上にある。とはいえ、今後、方針転換が図られる可能性もある。

<sup>35</sup> RILの訳語については脚注16を参照。

コメントと勧告を行ったレポートを公表している (Comité scientifique [12]) ので、最後に、科学委員会レポートの論点をもとに若干の検討を試みる。

## 1 調査方法

### 1.1 標本設計

ここでは、「標本抽出戦略」(Dumais et al. [25] p.7~8) にもとづいて<sup>36</sup>、標本設計の基本方針を示したいと思う。まず、それは以下を前提する<sup>37</sup>。①人口センサスの変更は費用の増加を伴わない。そのため、年につき、約 840 万の個人票とならなければならない。すなわち 7 年で約 6 千万となるが、これは 7 年毎の全国人口センサスにおけるデータ収集に相当する<sup>38</sup>。②新人口センサスのデータ収集期間の長さは、コミューン議会選挙の周期 (6 年) と一致できないと取り決められている。③5 年周期のデータ収集が更新情報の迅速な提供に好都合と考えられることである。これは、データ収集を対象地域の観点からみている。

次に、フランス人口を大コミューン (人口 1 万人以上のコミューン : 約 860) と小コミューン<sup>39</sup> (人口 1 万人未満のコミューン : 約 35000) 別にみると、1990 年センサス、99 年センサスのいずれの結果でもほぼ均等に分けられ、この人口規模別に応じた方針が検討される。すなわち、大コミューンでは、デジタル化地図が利用される。これは建物登録簿 (RIL) により補完されるが、RIL を使えば、費用のかかる滞在なしに、標本調査が可能になる。他方、小コミューンでは、受け入れ可能な精度の結果を与えうる標本調査の実施が経済的な作業になるとは考えられない。たとえば、小コミューンの約 80% (約 28000) を占める人口千人未満のコミューンについて、住居の単純無作為標本調査を仮定すると 75% 以上の抽出率が必要となり、人口千人~1 万人未満のコミューン (約 7000) については、50~20% の抽出率が必要となるからである。

結局、人口の半数については RIL を利用した標本調査、他の半数は網羅的なリストアップによって、1 年につき約 840 万<sup>40</sup>の個人票の割合で、5 年周期で調査することになり、次式が提示される。

$$\underbrace{29900000/5}_{\text{小コミューン}} + \underbrace{p \times 28800000}_{\text{大コミューン}} = 8400000$$

<sup>36</sup> この項目は、Dumais et al. [14]、Dumais [15] にもあるので、これらの文献も参考にした。

<sup>37</sup> ここに示した前提の背後にある諸事情や議論の経緯については、今後の検討課題とする。

<sup>38</sup> これは予算あるいは費用の平滑化の議論であるが、前章 (p.3) の例示と違いがある。

<sup>39</sup> Dumais et al. [25] では、「小中コミューン」と表現されているが、本章では「小コミューン」に統一した。

<sup>40</sup> この数字はあくまで概数である。Dumais et al. [25] に、年次標本は約 800 万の個人票を数えること、小コミューンの約 600 万と大コミューンの約 200 万と記述された箇所もある。

p=8%であって、これは 1/5 建物グループの 40%の人口を仮定する。これによって、大コミュニティについて 5 年周期が作られる。

以上から、標本設計の方針が次のように提案される。小コミュニティは、1 年につき、平均して 1/5 の割合で調査され、その全住居が訪問・調査される。すべての大コミュニティが、毎年、訪問されるが、その一部の住居（約 8%）のみが調査される<sup>41</sup>。小コミュニティと大コミュニティの間で、人口がほぼ二等分されるので、住居の約 1/7 の年平均抽出率となる。5 年間で、人口の約 7 割をカバーすることになる。

## 1.2 小コミュニティ（人口 1 万人未満のコミュニティ）

小コミュニティの調査のために、ローテーショングループの作成が必要となる。それは、地域圏別（フランス本国で全 22 地域圏）に作成される（Dumais et al. [14] p.2、Dumais [15] p.814）。場合によっては、各地域圏のなかで小コミュニティを農村部と都市部の 2 つの層に分け、それぞれにおいて 5 つのローテーショングループを作成することが提案される（Dumais et al. [25] p.8）。

ローテーショングループの作成は、コミュニティ人口の性・年齢別分布に関する均衡標本（*échantillons équilibrés*）<sup>42</sup>の抽出によるもので、1999 年人口センサス情報をもとに行われる予定である。ただし、この均衡抽出によるアプローチは、標本抽出による年次間変動の最小化を可能にするだろう（Dumais et al. [25] p.8）、と指摘されるにすぎない。そこで、デュメ氏から得た情報をもとに、地域圏別ローテーション作成のケースについて補足しておこう。

まず各地域圏が層であり、小コミュニティから成る 5 つのローテーショングループ（すなわちクラスター）が、各グループへのコミュニティのランダム配分によって形成される。ただし、ランダムネスが均衡抽出により制御される。次に、一つのグループが年次データ収集のため選択され、その全単位（すべての小コミュニティ）が調査される。均衡抽出法の原則は、補助変数について標本からの推定値がその母集団総計に近似的に等しいように標本が選択されるよう、標本を調整するというものである。したがって、性・年齢別分布に関して均衡の取れた 5 つのグループの作成は、母集団の変化がなければ、5 つのグループからの推定値がほぼ一致し、その母集団総計に近似的に等しいであろう、ということを保証する<sup>43</sup>。したがって上記のように、標本抽出による年次間変動の最小化を可能にするだろ

---

<sup>41</sup> デュメ氏によると、全国平均からみて、8%の住居は、8%の人口とほぼ等しいことを前提にしている。

<sup>42</sup> 英訳では *balanced samples* である。これは、たとえば、「調整された標本」（大沢豊・渡部経彦・広田純・石田望訳『イェーツ 標本調査論』1952 年）あるいは「均衡標本」（千葉大学統計グループ訳『ケンドール 統計学用語辞典』1987 年）の訳語が当てられている。ここでは「均衡標本」とした。また、「*balanced sampling*」を均衡抽出（法）とした。

<sup>43</sup> もし推定値に変化があれば、それは標本構成の変化よりもむしろ母集団の変化を反映して

う、ということになる。

具体例として、Dumais et al. [25] (p.8～9) には、1990 年人口センサスデータにもとづくローヌアルプス地域圏の 5 つのローテーショングループ作成が示される。すなわち、4 つの変数（男性合計数、20～39 歳女性数、主たる住居数、2 台の車をもつ世帯）に関する結果が図示され、そのうち 20～39 歳女性数のみが 5 グループ作成に利用され、その他の変数は、均衡の確立に直接関与しない、と説明されている<sup>44</sup>。

### 1.3 大コミュン（人口 1 万人以上のコミュン）

大コミュンでは、IRIS2000（IRIS は *îlots regroupés selon des indicateurs statistiques* 「統計指標による再グループ化都市ブロック」の略号）を基本に、標本設計が行われる。これは、1999 年人口センサスブロックの再グループ化によって構成されたもの<sup>45</sup>で、約 2000 人、約 800 の住居、約 200～300 の建物からなる同質的な地域とされる（Dumais et al. [25] p.10）。

Dumais et al. [14] (p.2) によると、大コミュンの標本設計では、住居の層化 2 段標本を抽出することが目的である。まず、各コミュンの建物が IRIS2000 において層化される。各 IRIS2000 では、5 つのローテーショングループが小コミュンと同様に均衡抽出法をもとに作成され、年次調査のためのグループが選択される。次に、この選択されたグループにおいて、リストされた建物が訪問され、網羅的な住居リストが描かれる（住居の事前センサスの実施）。このリストから住居の約 40%の無作為標本が抽出される。抽出枠の更新は RIL によって可能である。以下、RIL と IRIS2000 の層化に言及しながら、この標本設計をもう少し、詳しく見ておこう。

RIL は住所が記入された建築物（居住用、機関用あるいは商業用）のリストであって、デジタル化地図を作成するために地理的に位置がつきとめられる<sup>46</sup>。RIL は、まず、1999 年人口センサスの結果によって提供され、建築許可、解体許可、予約契約ファイル（水道、ガス、電気等）、地方行政当局によって提供される情報及びフィールドの直接観察にもとづいて、連続的に更新される（Dumais et al. [25] p.10）。

INSEE [7] によると、RIL の利用として、①建物抽出枠としての利用、②住居の抽出枠作成への利用がある。前者は、大コミュン域を 5 つの建物ローテーショングループに分

---

けるとみることも妥当だろう、ということになる。

<sup>44</sup> さらに同じ地域圏を対象に、1982 年、1990 年センサスデータをもとに、均衡の安定性のテストも試みられている（Dumais et al. [25] p.9～10）。

<sup>45</sup> IRIS2000 は、1999 年人口センサスで、既に利用されている（INSEE [13]）。

<sup>46</sup> RIL について、INSEE [7] (p.2) に、次のような解説がある。RIL は、地理データベースであって、所与の住所で確定されたさまざまな対象を描くものである。対象として、人口センサスで確認された居住用住居を含む建物、企業と事業所に関する情報処理簿（Sirène）に登録された経済活動事業所からなり、公共施設等の追加が予定されている（本資料 p.6 を参照）。

けるときの関係している。後者は、住居の事前センサスに関係する。すなわち、年次調査のために選択された建物ローテーショングループの住居について事前センサスが実施され、当該建物のそれぞれに属する住居が調査され、確定される。事前センサス時に作成されたリストによって、調査住居標本の無作為抽出を可能にするような抽出枠が作成されることになる。したがって、それぞれの大コミューンにおいて、毎年、調査住居標本が偏りなしに存在しうるのは、厳しく制御されうるこの二つの作業のおかげ、すなわち RIL の更新と住居の事前センサスのおかげであると主張されている。

他方、Dumais et al. [25] (p.10~11) によれば、IRIS2000 の層化は次のように説明される。大コミューンの各 IRIS2000 において、もし必要ならば、建物規模の分布に応じて、3 つの層（小、中、大）まで作成される。各層のなかで、小コミューンと同様の方式で、5 つの建物ローテーショングループが作成される<sup>47</sup>。

さらに各 IRIS2000 において、3 つの補足層が予定される。すなわち、経済活動用建物（工場、倉庫など）からなる層、共同利用住居（施設、集団生活施設、共同生活施設、寄宿舎など）からなる層、新しい建物からなる層である。

これらの建物に対しては、次のようなチェック体制が提案される。経済活動用建物は住居を含まないと見なされるが、それに対して、毎年、その 1/5 が訪問される。それらの建物に、つねに、住居（管理人の住居、あるいは居住に代えられたスペース）がないかを確認するためである。共同利用住居の全体は、毎年、カバーされるが、そのうち 1/5 が訪問され、残りの 4/5 は、場合によっては、電話調査によって、更新される。新しい居住建物については、最新の調査以降、完成され、居住可能なもので、全数調査される。これによって、新しい住居の統計的描写が可能になるだろうし、ローテーショングループの一つに、最もうまく、新しい住居を挿入することが可能になろう、とされる。

なお、INSEE の大コミューンに関する「ローテーショングループ別データ収集の一覧表」(Dumais et al. [25] p.11) には、IRIS 及び補足層のほかに、非定住人口やホームレスがある。しかし、これらに関する説明は見いだせない。

## 2 推定方法

Dumais et al. [25] (p.14, p18~20) <sup>48</sup>によれば、推定値は、グローバル推定値とローカル推定値からなる<sup>49</sup>。前者は、一つのデータ収集活動による結果であって、所与の基準年末

---

<sup>47</sup> ただし、その具体例は示されていない。

<sup>48</sup> ただし、Dumais et al. [19] のほかに、Dumais [15]、Desplanques [24]、Durr/Dumais [33] の記述を参照した。

<sup>49</sup> ただし、Dumais [15] では、グローバル推定値は「直接推定値」、ローカル推定値は「合成による推定値」と記される。Dumais et al. [19] では、グローバル推定値は「年次推定値」、ローカル推定値は「合成推定値」と記されている。前章との関係で言及すると、グローバル推

に公表される。すなわち、 $n$  年のグローバル推定値は、 $n$  年のデータ収集活動期間中に実施された調査をもとに  $n$  年末に公表される。これによって、地域圏及びフランス全国に関するデータが与えられる<sup>50</sup>。これに対して後者は、5 年間のデータ収集と合成データの結合の成果であって、国土の全分割に関するデータ（詳細な結果）が産み出される。 $n$  年末に、 $n-2$  年現在の結果を利用できる。

## 2.1 グローバル推定

大コミューンのためのグローバル推定値は、拡張タイプの推定であり、観測値を抽出率に乘じることによって作成される。あるいは、ホービッツトンプソン (Horvitz-Thompson) 推定値として知られるものである (Dumais [15] p.817、Dumais et al. [25] p.14)。

ここで、ある年次の大コミューン (GC) について、関心を引く変数  $Y$  の推定値を  $\hat{Y}_{\text{年}}^{GC}$ 、所与の住居について変数  $Y$  がとる値を  $y_{\text{住居}}$ 、その住居に関係するウェイトを  $w_{\text{住居}}$  とすれば、ある年次の大コミューンについて、関心を引く変数  $Y$  の推定式は、次のように与えられる (Dumais et al. [25] p.15)。

$$\begin{aligned} \hat{Y}_{\text{年}}^{GC} = & \sum_{Iris \in GC} \sum_{\text{住居} \in Iris} w_{\text{住居}} y_{\text{住居}} + \sum_{\text{新建物の住居} \in GC} y_{\text{住居}} \\ & + \sum_{\text{経済活動用建物} \in GC} Y_A + \sum_{\text{共同利用住居} \in GC} \hat{Y}_C + \sum_{\text{非定住人口} \in GC} \hat{Y}_M \end{aligned}$$

(注) GC は大コミューン、Iris は IRIS2000 を示す。新建物の住居 (*logementNeufs*) は、新しい建物のなかで見出される住居を表す。添え字  $A, C, M$  は、各層 (経済活動用建物 *ImmActivité*、共同利用住居 *Communauté*、非定住人口 *Mobiles*) を示す記号である。

この推定式から示されるように、大コミューンにおける関心を引く変数 ( $Y$ ) の推定は、層別 (IRIS2000、補足層等) に行われる。すなわち、大コミューンの調査方法で示された層化に対応する。なお、新しい建物のなかで見いだされる住居については、ウェイトが 1 なので、それが省略されている。他方、小コミューンについては、当該の年に、調査されたコミューンのみ、グローバル推定値が求められる。したがって、フランス全国や地域圏の推定値は、大コミューン及び小コミューンのグローバル推定値をもとに与えられる。ここで、所与の小コミューン (PC) について関心を引く変数を  $Y_{PC}$ 、これに関係するウェイトを  $w_{PC}$  とすると、ある年次の全国推定値は次のように与えられる (Dumais et al. [25] p.15)。

$$\hat{Y}_{\text{年}}^{\text{全国}} = \sum_{\text{地域圏}} \left( \sum_{PC \in \text{地域圏}} w_{PC} Y_{PC} + \sum_{GC \in \text{地域圏}} \hat{Y}_{\text{年}}^{GC} \right)$$

定値が速報的な結果、ローカル推定値が詳細な結果に対応する (本資料 p.3~5 を参照)。

<sup>50</sup> Dumais et al. [25] (p.14) では、地域圏 (régions) のほかに、大地域 (grandes zones) がある。両者が区別して使われる場合、大地域は、結果提供の対象地域にならない (脚注 2 を参照) ので、ここには記載しなかった。

(注) PC は小コミュニティを示す。

このグローバル推定値については、Dumais et al. [25] (p.16～17) に、シャンパーニュ・アルデーヌ地域圏の試算結果が示されている。関心を引く変数として、経済活動別就業者数、社会職業別人口、性・年齢階級別人口、住居の種類、住居の規模、車保有数などが列挙されている。

## 2.2 ローカル推定——合成データの作成とその複合——

Dumais et al. [25] (p.18～20) によれば、合成データ（あるいは合成推定値）は、同地点かつ同時点におけるセンサスデータと行政ファイルデータとの関係をもとに獲得される。今日、情報処理と自由に関する全国委員会（CNIL）の意見を条件に、きわめて詳細な地理的集計レベル（建物、都市ブロック）で、個々人（健康保険ファイルによる性、年齢）あるいは彼らの住居（住居税ファイル）に関して、情報を与えるような行政ファイルの利用が予定されている。

表1 ローテーショングループ、合成及び提供

| ローテーション<br>グループ |     |     |     |     | 提供デー<br>タの年次 |     | 当年 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|----|
|                 | n-6 | n-5 | n-4 | n-3 | n-2          | n-1 | n  |
| グループ I          |     |     | R   |     | S            |     |    |
| グループ II         |     |     |     | R   | S            |     |    |
| グループ III        |     |     |     |     | R            |     |    |
| グループ IV         | R   |     |     |     | S            | R   |    |
| グループ V          |     | R   |     |     | S            |     | R  |

(注) R : センサス、S : 合成

(出所) Dumais et al. [25] p.19<sup>51</sup>。

たとえば、n-5 年と n 年に調査された小コミュニティについて（表 1<sup>52</sup>のグループ V に属する）、2 時点、個々人（年齢、性、就業状態、職業）と住居（世帯規模、部屋数、居住形態など）に関する変数が測定される。行政ファイルは、きわめて詳細なレベルで、補完的な情報を提供しうるので、同じような対象（建物、ブロック、コミュニティなど）について、センサスデータと行政ファイルデータとの間の相違を測定可能である。

この相違が、実地で観測可能な、かつ行政ファイル上で確定可能な対象について計算さ

<sup>51</sup> 脚注 7 で指摘したように、年の表記を A から n に変更した。以降の図表や数式においても同様である。

<sup>52</sup> 表 1 は、標本設計の前提（データ収集を予算の観点からみて 7 年周期、対象地域の観点からみて 5 年周期）に対応すると考えられる。新システム移行後、最初の 5 年間のデータ収集をもとに最初の結果の公表が計画されているので、最初の 5 年間に対応するローテーション表が必要と思われる。しかし、それは見出せない。

れ、他の行政ファイルデータに適用すべき修正係数と解釈される。その結果、行政データの修正値がセンサスカウントあるいはセンサス推定値に十分に相当する、とされる。

同様のことであるが、センサスデータの更新のために、ある年次のセンサスデータに対して、行政ファイルデータの年次間の比が使われる。すなわち、その比を修正係数とし、センサスデータの更新値を合成データとすれば、合成データは、センサスデータに修正係数を乗じた結果となる。

この例の小コミュンを建物に代えれば、大コミュンについても同様の推論をとりうる (Dumais et al. [25] p.19) として、INSEE は次のような例をあげる。たとえば、 $n-5$  年の“個人”および“住居”のセンサス情報に対応する  $n-4$  年の修正係数をそれぞれ  $P_{n-4}$ 、 $L_{n-4}$  とすれば、次のような関係式が成立する。

$$P_{n-4} = CAM_{n-4} / CAM_{n-5}$$

$$\text{及び } L_{n-4} = TH_{n-4} / TH_{n-5}$$

(注)  $CAM$  : 健康保険ファイルデータ、 $TH$  : 住居税ファイルデータ

順次、このような修正係数を利用して、 $n-3$  年→ $n-1$  年の合成データを求めることが可能である。他方、修正係数を遡及推定により、求めることができる。たとえば、以下のような関係式が成立する。

$$P_{n-2} = CAM_{n-2} / CAM_n$$

$$\text{及び } L_{n-2} = TH_{n-2} / TH_n$$

したがって最新の  $n$  年センサス情報により、合成データを  $n-1$  年→ $n-4$  年へ、順次、遡及推定に基づいて求めることが可能である。こうして得られた二つの合成データ系列は一致しないので、外挿と遡及推定による結果のそれぞれにウェイトを乗じて、二つの系列を一本化すること、すなわち、以下のような複合による合成データの作成が提案されている。

$$S_{n-4} = 0.8 \times \text{外挿}_{n-4} + 0.2 \times \text{遡及推定}_{n-4}$$

$$S_{n-3} = 0.6 \times \text{外挿}_{n-3} + 0.4 \times \text{遡及推定}_{n-3}$$

$$S_{n-2} = 0.4 \times \text{外挿}_{n-2} + 0.6 \times \text{遡及推定}_{n-2}$$

$$S_{n-1} = 0.2 \times \text{外挿}_{n-1} + 0.8 \times \text{遡及推定}_{n-1}$$

(注)  $S$  : 複合による合成データ。外挿 (Extrapolation) : 外挿による合成データ。

遡及推定 (Rétropolation) : 遡及推定による合成データ。

以上のようなローカル推定については、2 回目の INSEE-SFdS セミナー (2001 年 10 月) で、より発展した報告がなされているので、われわれも次の課題として、その検討に進む予定である。

### 2.3 合成に起因する不正確性

合成データの作成は、いわゆる欠測値の補完（imputation）を意味している。INSEE は、合成、したがって補完にともなって、どの程度の誤差が生じているのか、その測定を試みる<sup>53</sup>。

表2 合成、外挿と遡及推定

| ローテーション<br>グループ |     |     |          |          | 提供デー<br>タの年次 |          | 当年 |
|-----------------|-----|-----|----------|----------|--------------|----------|----|
|                 | n-6 | n-5 | n-4      | n-3      | n-2          | n-1      | n  |
| グループ I          |     |     | R        |          | → S          |          |    |
| グループ II         |     |     |          | R        | → S          |          |    |
| グループ III        |     |     |          |          | R            |          |    |
| グループ IV         | R   |     |          |          | → S<br>S ←   | R        |    |
| グループ V          |     | R   | →S<br>S← | →S<br>S← | → S<br>S ←   | →S<br>S← | R  |

（注）R：センサス、→S：外挿による合成、S←：遡及推定による合成  
（出所）Dumais et al. [25] p.21。

INSEE の議論は、表2のように、合成データが外挿によるものか、遡及推定によるものか、その区別の確認から始まる（Dumais et al. [25] p.20～21）。

ここでは、n-2 年（詳細結果の提供基準年）の合成データに対して、非回答型モデル<sup>54</sup>の視角から形式化される（Dumais et al. [25] p.21～23）。すなわち、80%の非回答率がある調査について、比率にもとづく補完の利用によって、100%回答率に類似することが想定される。ここで、完全標本を  $s$ （大きさ  $n$ ）、回答集団を  $r$ （大きさ  $m$ ）、非回答集団を  $s-r$  とすれば、以下のように書くことができる。

$$y_{\bullet k} = \begin{cases} y_k & \text{もし } k \in r \\ \hat{\beta} x_k & \text{もし } k \in s-r \end{cases}$$

ただし、 $y_k$  は観測値、 $y_{\bullet k}$  は補完値、 $x_k$  は単位  $k$  に対し利用可能な行政データ<sup>55</sup>、

$$\hat{\beta} = \frac{\bar{y}_r}{\bar{x}_r} \text{ は補完に利用される係数の推定量である。}$$

$\beta$  を推定するためのモデル（補完モデル）は次のように表現される。

<sup>53</sup> INSEE の内部作業資料を除けば、補完に伴う推定誤差推定の本格的な議論は、Dumais et al. [19] に初めて記載された。Durr/Dumais [33] に再掲されたので、それを参照して若干の修正を行った。

<sup>54</sup> このモデルはサンダル（Särndal, C.E.）によって開発されたものに依拠している。

<sup>55</sup> デュメ氏から得た情報による。なお、サンダルでは補助情報である。

$$\xi: \begin{cases} y_k = \beta x_k + \varepsilon_k \\ E(\varepsilon_k) = 0 \\ v(\varepsilon_k) = \sigma^2 x_k \end{cases}$$

このような補完モデルを使うと、単純無作為抽出のもとで、総計  $Y$  の推定量として、次式が成立する。この推定量には観測値と補完値が利用されている。

$$\begin{aligned} \hat{Y}_\bullet &= \frac{N}{n} \sum y_{\bullet k} = \frac{N}{n} \left\{ \sum_r y_k + \sum_{s-r} \hat{\beta} x_k \right\} = \dots \\ &= N \frac{\bar{y}_r}{\bar{x}_r} \bar{x}_s \end{aligned}$$

補完に伴う推定誤差（不確実性）は、標本抽出誤差、補完モデルの質に依存するとされ、次式が成立する。

$$\begin{aligned} (\hat{Y}_\bullet - Y) &= (\hat{Y} - Y) + (\hat{Y}_\bullet - \hat{Y}) \\ \text{総不確実性} &= \text{標本抽出の不確実性} + \text{モデルの不確実性} \end{aligned}$$

INSEE は、補完が偏りなしになされることなど、いくつかの仮定を前提に、これらの誤差に関する推定量を最終的に以下のように提示する。

$$\hat{V}_{\text{標本抽出}} = N^2 \left( \frac{1}{n} - \frac{1}{N} \right) \{ S_\bullet^2 + C_0 \hat{\sigma}^2 \}$$

$$\text{ただし、} C_0 \text{ は } \left( 1 - \frac{m}{n} \right) \bar{x}_{s-r} \text{ に近似し、} \hat{\sigma}^2 \text{ は } \frac{\sum_r e_k^2}{\sum_r x_k} \text{ に近似する。}$$

$$\hat{V}_{\text{補完}} = N^2 \left( \frac{1}{m} - \frac{1}{n} \right) A \bar{x}_s \hat{\sigma}^2$$

$$\text{ただし、} A = \frac{\bar{x}_{s-r}}{\bar{x}_r} \text{ である。} x_k = 1 \text{ であれば補完は行われず、} n \text{ のなかで大きさ } m、N \text{ のなかで大きさ } n$$

の 2 相標本が得られる。もし  $s = r$  であれば  $V_{\text{総}} = V_{\text{標本抽出}}$  が成立する。

以上が補完に伴う推定誤差測定の基礎モデルである。次に、その適用が課題となる (Dumais et al. [25] p.23～24)。しかし、それはサンダルで前提されたよりも厳しい条件下での適用となる。サンダルモデルでは、 $x$ （行政データ）と  $y$ （観測データ）の同期性が前提であるのに対して、新人口センサス計画の場合、すべてが必ずしも同年に観測されないもので、 $V_{\text{総}}$  に関するいくつかの推定パラメータが計算不可能となるからである。

そこで同期の補完過程の不確実性によって、非同期の補完過程の不確実性にアプローチするという観点から、方法適用のテストが試みられている。すなわち、ローヌアルプス地域圏の小コミュニティに関するローテーショングループについて、1990 年住居税データ、90 年センサスデータが利用できるので、住居税データの本居数を回帰変数として利用し、世帯あるいは住居に関する変数について、大量補完に起因する追加誤差の測定が試みられている<sup>56</sup>。

### 3 むすびに代えて——検討の課題——

#### 3.1 残る課題

これまで調査方法と推定方法の基本方針をみてきた。しかしながら、いくつかの課題が未解決である。まず、もっとも重要とされる課題として、次のようなものがある (Dumais et al. [25] p.25)。

- ①小コミュニティから大コミュニティへの移行に関する決定の手続きを研究・確立することが必要である。したがって、IRIS 型地区の作成、デジタル化地図及び RIL の拡張、さらに建物ローテーショングループの作成に必要なあらゆる活動を開始することが必要である。逆に、大コミュニティから小コミュニティへの移行に関する決定と処理の手続きの作成も必要である。
- ②地域圏における小コミュニティの層化の有効性と普遍性を研究する必要がある。地域圏の多様性によって、地域圏全体に対する効率的な小コミュニティ層化の手続きをただ一つ決定することがきわめて難しい。
- ③抽出枠及び標本の更新、維持を研究しなければならない。とりわけ、ローテーショングループへの新しい対象 (小コミュニティにおけるコミュニティ、大コミュニティにおける建物) の組み入れが、目下、検討中である。グループの均衡をあまり攪乱することなく、ローテーショングループの更新を可能にするような方法が数ヶ月内に提案されるであろう。
- ④総計可能な年次ウェイト付き集計ファイルの作成が開始される。そのファイルは、「センサスのすべての数字」を見いだすためのテストベンチとして役立つだろう。そして、数年のデータ収集を、さらには、それら数値の合成による更新をシミュレーションするだろう。

他方、以下の項目は、2001 年中に開始される作業課題とされる (Dumais et al. [25] p.25)。

- ⑤大量補完及び合成に利用されるモデルのより詳細な研究、われわれが期待できる精度の

---

<sup>56</sup> Durr/Dumais [33] では、基礎モデル適用の説明が修正されているが、方法適用のテストの例は、ここで引用したものと同一である。今後、より詳細な資料を入手した段階で、再検討を行いたい。

詳細な研究。

⑥推定量の精度の評価。

⑦事前センサス、データ収集の手続き、及びひな型の調査票に関するさまざまなテスト。  
回答モデル及び実地作業負担の測定が 2001 年中に起こるだろう。

したがって 2000 年の後半の段階では、新人口センサスの実施に向けて、基本的かつ重要な課題が残されていたことが分かる。以上のような課題の一部、とりわけ 2001 年に開始された課題の成果の一部が、2 回目の SFdS-INSEE セミナー（2001 年 10 月）で報告されたので、次に、その検討を行う予定である。

### 3.2 科学委員会の勧告

科学委員会は、同委員会レポート<sup>57</sup>において、1999 年の CNIS における INSEE と統計利用者グループの協議で提案された INSEE の計画案に関連して、問題点の指摘と勧告を行っている。たとえば、「強化期間」という項目（Comité scientifique [12] p.7～8）のなかで、いくつかの論点がみいだされる。

- ①人口のより連続的な観測に固有の季節性の問題がある。より一般的には、その開始時に、合成の作業が基礎を置く、仮説全体の有効性について、特別の努力を予定せねばならないだろう。
- ②とくに、非回答が、最大の注意を払って追跡されねばならないであろう。部分センサスの時に、妥当なレベルまで、回答率を維持するために、以前と同様に、住民の参加を確保できるだろうか。質問は、規模がいかなるものであれ、あらゆるコミューンにとって意義がある。標本調査が導入されるコミューンの場合、伝統的なセンサスの回答率あるいは地域抽出枠に基づく雇用調査の回答率よりも、通常の調査の回答率に近い率となることがおこりうる。決定的なオプションを選択する前に、つぎに最初の利用期間に、「白紙で」、さまざまな調査住居抽出方式による非回答率をテストすることが好都合ではないだろうか。このことは、また、対応する調整法をよりよく分析することを可能にするであろう。
- ③他方、一つの人口を特徴づけるために、さまざまな日付で収集されたデータの系統利用は、新しい概念的・技術的問題を提起するだろう。その問題は、実際、統計学の基本的な研究領域である。プロジェクトが良好に発展するために、INSEE が研究所内外で、それを正確に認識・解決するための手段を見いだすことが重要である。

---

<sup>57</sup> このレポートは、INSEE によって提案された法定人口の測定の精度を明らかにすることを目的としている（Comité scientifique [12] p.2）。これは CNIS [11] の追録として公表（[http://www.cnis.fr/ind\\_doc.htm](http://www.cnis.fr/ind_doc.htm)）されているが、ここでは、1 回目の SFdS-INSEE 方法論セミナー（2000 年 10 月）で配布されたものを利用した。

科学委員会は、新人口センサス計画について、このような問題点の指摘と勧告を行う。そして結論として、新人口センサス計画が適切であり、実現可能性がある（Comité scientifique [12] p.8）、とする。しかしそれは、①その準備の最終局面及びその実施の最初の局面において、必要な全統計的研究が伴う限りにおいて、②厳正かつ有益な説明活動によって、支持される限りにおいて、という条件付きである<sup>58</sup>。

INSEE は、1999 年の CNIS における統計利用者グループとの協議で、調査の毎月実施（パカンス時期を除く）という観点から計画案の提示を行っていた。この点は、たとえば、INSEE [9] [10] に示されている。これに対して、科学委員会は、上記のように、人口変動の季節性の問題、回答率低下の問題、連続的に収集されたデータ利用の問題を指摘したといえる。

時間的経過からみると、科学委員会レポートが 2000 年 2 月であるのに対して、INSEE [18] が同年 9 月である。そしてこれが 1 回目の SFdS-INSEE 方法論セミナー（同年 10 月）で配布されている。繰り返しになるが、INSEE [18] では、毎年の同時期におけるデータ収集に転換されたのであるから、科学委員会レポートの問題点の指摘と勧告に対する回答の意味があるといえよう。

したがって方針転換が、どのような判断のもとに行われたのかに関心が寄せられる。しかしながら、われわれが収集した資料では、それを見いだすことができない。そこで参考のため、リヤンディ（Riandey,B）氏の所説を若干、引用しておきたい。彼は 1 回目の SFdS-INSEE 方法論セミナーに向けて作成された文献（Riandey [16]）において、毎月の調査実施が回答率の低下を招くおそれがあること、各年 1 月 1 日時点への修正が技術的問題を提起することを指摘するとともに、最近、INSEE において、年次データ収集に関して共通期間への転換の動きがあるが、もしそうならば高い回答率を望めること、調査の広報活動も容易になるだろう、と指摘している。すなわち INSEE においても、リヤンディ氏のような判断が働いたのではないだろうか。実際、データ収集の方針転換によって、上に引用したかぎりであるが、結果的に、科学委員会の指摘する問題のかなりの部分を回避することにもなる。

他方、先にみたように、INSEE 自身が提起した課題が、依然として、解決すべき問題として残されている。われわれも、その動向を注視する必要がある。

---

<sup>58</sup> この②の条件について、INSEE は、1999 年以降、新人口センサス計画をめぐって、大規模協議を実施してきている。したがって一般的には、そうした協議の中で、同意を得るということではないだろうか（INSEE [27] p.11～12 参照）。

(翻訳)

## 第3章 センサス提案書<sup>59</sup>

INSEE

センサスは人口を調査することや、人口・住居に関する主要な特性値を提供することを目的としている。INSEE はその統計作業を革新することを検討している。

この文書は、新センサスの主要な特徴を提示することを目的とする。すなわち、目的、期待される結果、方法、導入される主要な変化である。これは 1999 年初頭から開始された協議のときに、本プロジェクトに対して、われわれにしばしば提起された質問をもとに構成されている。内務省と始められた、その協議は地方議会議員および彼らの全国団体、関係諸省および全国統計情報評議会に結集した統計利用者グループと続けられた。

### 1 なぜセンサスを革新するか

#### 1.1 産み出される情報の新しさを増すために

社会はますます急速に変化している。ところが全国人口センサス (RGP)<sup>60</sup>は、ますます間隔を開けている (最近では 7~9 年である)。

新人口センサス (RRP)<sup>61</sup>は、毎年、最新かつ高質の結果を提供することを目標としており、そうすることにより、結果産出のテンポを社会の急速な変化に適合させる。

毎年、全行政区画の人口が更新されるだろうし、全国、行政地域、大都市の地区に関する統計的記述が利用可能であろう。

新センサスによって、INSEE は毎年末に以下を提供するだろう。

- ・フランス及びその地域圏 (régions)<sup>62</sup>について、当年 1 月 1 日 (n 年 1 月 1 日) 現在の統計的記述
- ・n-2 年 1 月 1 日現在に係する国土の全地域 (コミューン [communes]<sup>63</sup>及びそのグループ、大都市の地区、地域 [pays] など) の統計的記述

---

<sup>59</sup> (訳注) INSEE [26]。 [http://www.insee.fr/fr/stat\\_pub/stat\\_pub9.htm](http://www.insee.fr/fr/stat_pub/stat_pub9.htm) から入手したものによる。これには 1 パラグラフ毎に 1 つの空白行があるが、本訳文では、必ずしもそれにしたがってはいない。本訳文の作成に当たっては、INSEE [21] の英訳版を参照した。なお、INSEE の担当者から翻訳・公表の許可を得ている。

<sup>60</sup> (訳注) recensements généraux de la population の略号。従来の人口センサスを指す。

<sup>61</sup> (訳注) recensement renouvelé de la population の略号。

<sup>62</sup> (訳注) 広域行政圏を指す。脚注 8 を参照。

RGP と比較して、新センサスは、人口および住居に関して類似的な結果を提供するだろう。ただし、約 3 年から 4 年のデータの平均的新しさからみて一つの利益がある。

これは、より定期的な、より最新の情報を求める経済社会生活の意思決定者および関係者の要求に応えている。しかも全国統計情報評議会は、1999～2003 年を対象とする中期計画の作成時にこれを考慮に入れた。

コミューン内地域を含む国土の全地域に関するデータを提供するために、INSEE は連続した 5 年間に実施されたデータ収集に頼り、3 年前のデータを毎年作成する。

## 1.2 なぜならば、技術進歩が現在、方法の変化を可能にしている

1999 年 RGP のデータ収集は順調に行われた。しかし、大都市住民はますますコンタクトをとることが難しいことを認めざるをえない。現在の方法は限界に達している。さらに、RGP の設計は、実施作業組織にとって、（後方支援、予算及び人的資源に関して）重大な負担のピークを産み出し、世論は、その組織をやや流行遅れと見なしている。

ところが、地図および行政ファイルの利用に対して行われた投資によって、われわれは、現在、個人の自由遵守のもとで、データ収集システムと結果の産出を最適化・近代化しうる。

## 1.3 対応する負担を一定期間によりよく分けるために

RRP の年次費用は、1999 年全国人口センサス費用の 1/8 に相当するだろう。その年次費用は、8 年の期間にわたって、すなわちセンサス間の平均期間にわたって、同一費用を国の予算に計上することを保証する。国のために、予算の負担を平滑化できるし、それをより予測可能にすることができる。

本プロジェクトは、同様の費用で、より豊かな情報を享受することを可能にする。それによって果たされる業務の効率性を高める。

人口 1 万人以上のコミューンに関して、新センサスの負担は、現行体制による全国人口センサスの負担よりも小さいであろう。その代わりに、人口 1 万人未満のコミューンにとっては、その負担は、全国センサスの負担と同じであろう。ただし、全国センサスの周期が約 8 年であったのに対して 5 年毎である。

最も良い条件のもとで、この革新に取りかかるためには、RGP99<sup>64</sup>の後に、あまり待つことなしに動き出すことが重要である。このシステムは 2004 年に開始され、2008 年末から年次法定人口及び年次統計結果の公表を可能にする。

---

<sup>63</sup>（訳注）コミューン（communes）は、市区町村にあたる。脚注 3 を参照。

<sup>64</sup>（訳注）1999 年実施の（全国）人口センサスを指す。

## 2 どのようにするか

コミューンは、人口センサスに関する基本的なデータ収集域のままであろう。

人口数および社会人口学的記述に関する統計を作成するために、INSEE は、各コミューンにおいて住民を対象に収集された情報と、行政ファイル——これを INSEE はもっぱら統計目的で収集する権限を与えられている——に基づくデータを利用するだろう。

### 2.1 データ収集方法

住民を対象とするデータ収集方法は、人口の境界——検討の現状では 1 万人に決められている——に応じてコミューンを区分する。

1. 人口 1 万人未満のコミューンは、伝統的な調査（悉皆的な）の対象になる。しかし、同時には調査されない。そのシステムは、毎年、コミューンの 1/5 の割合で、ローテーション方式で実施される。人口 1 万人未満の各コミューンは、該当年の同時期に、5 年毎に調査されるだろう。
2. 人口 1 万人以上のコミューンにおいては、建物登録簿（RIL）<sup>65</sup>が作成され、常に更新される。その登録簿は、コミューン域を 5 グループに分けることを可能にする。それらの各グループは、（同じ通りがいくつかのグループに区分されるような）細かいレベルも含めて、コミューンの十分な代表性を保証する。

毎年、われわれは 5 つのグループの 1 つに関心をもつ。

- ・最初に、われわれは、それぞれの住居を正確に確定する。

- ・次に、人口が、こうして確定した住居の 40%——抽選による——において調査される。

したがって 5 年間に、グループのローテーションによって、コミューン全域が考慮に入れられ、40%の人口が調査されることになるだろう。これは人口特性に関して十分な認識を提供する。

それぞれの大きなコミューンにおけるデータ収集作業は、ローテーショングループの一つにおいて、毎年、同時期に、展開されるだろう。

### 2.2 更新の方法

毎年、慣用的なすべての地域に関する結果を提供するために、コミューンの規模がどれほどであろうとも、われわれは、行政ファイルを利用するだろう。

この統計利用は、毎年収集されるデータの更新を可能にするだろう。

この方法は、基本的に、いくつかの行政ファイルデータについて観察された変化に基づいている。INSEE は、何年も前からそれらを利用しているので、住居税ファイルデータが

---

<sup>65</sup>（訳注）répertoire d'immeubles localisés の略号。脚注 16 を参照。

きわめて良質であると考えている。

## 2.3 海外県及び海外領土への適用

海外県は、本国の方法を地方特性に適用することによって、本国と同様の方法によるセンサスを享受するだろう。その適用は、データ収集方式を決定する境界の修正によって、おそらく特徴づけられるだろう。

ニューカレドニア、仏領ポリネシア、ワリス・エ・フテウナ諸島、マイヨット島においては、5年に1度のテンポで、全国人口センサスが実施されるだろう。

## 3 それは何を変えるか

### 3.1 住民にとってわずかの変化

実際には、調査される住民にとって、センサスは変化しない。コミュニンの規模がどれほどであろうとも、住民は、センサス調査員の訪問を受け続けるだろうし、調査票に記入し続けるだろう。RGPと同様に、センサス調査員、公務員は、職業上の秘密を遵守させられるだろう。<sup>66</sup>

しかし、すべての人が同時に調査されないだろう。特に、人口1万人以上のコミューンにおいて、「なぜ私が調査され、隣人はそうじゃないのか」という質問に答えることができないかもしれないだろう。その上、人口1万人未満コミューンの全体が所与の年に調査されなくて、5年間に調査されることを説明しなければならないだろう。

データ収集作業の広報活動は、その特殊性を考慮せねばならないだろう。それは、公選の代表者(élus)<sup>67</sup>団体と連係して、考案・テストされるだろう。それは、住民の動員を維持するためにセンサスの賭けるものを思いださせるだろう。特別な手引きが、代表的な一部人口に関するセンサスが問題であるときでさえ回答することの重要性を示すために、開発されるだろう。広報の仕組みを強化するために、センサス調査員に与えられる訓練がINSEEによって考案されるだろうし、その訓練は上の質問への回答の仕方を組み入れるだろう。

その上、住民は、産み出される結果を間接的に享受するだろう。その結果は、より頻繁、より規則的であり、したがって公的管理をより効率的にするだろう。

---

<sup>66</sup> (訳注) INSEE [18] では、この箇所は、「記入済みの調査票の返却のために、密封封筒でのセンサス調査員への引き渡しのほかに、われわれは、他の返却の可能性を研究している。」という文章があったが、削除された。

<sup>67</sup> (訳注) INSEE [21] の英訳版では、élus の対応箇所が elected representatives と表現されているので、ここでは élus を「公選の代表者」と訳した。

### 3.2 センサスにおけるコミューンの役割の明確化

この革新それ自体は、コミューンから期待される援助の性格を決して変えない。それにもかかわらず、この革新は、大コミューンにおける実施機関の再検討に至らせる。それは、その上、国とコミューンの役割を明確にするための一つの機会である。

その実施作業は国の責任と管理の下におかれる。INSEE は、データ収集の枠組み（概念、手続き）を組織し、標本抽出を実施し、収集情報の質に留意し、データを開発・提供する。

コミューンは、センサスの実査を準備・実施する。そのためにコミューンは、INSEE によって提供される活動概要にもとづいて、調査員の業務を確認する。その代わりに、国は請負交付金——その総額は単純な基準（データ収集方式、人口規模、住居数）による——をコミューンに支払う。

コミューン間協力の発達を考慮に入れると、コミューンは、コミューングループにセンサスの実査の準備と実施を委任しうらう。

RGP と比べて、本プロジェクトは、国とコミューン間における、金銭的、法律のおよび実質的な関係を明確にする。センサスの実施作業レベルで、INSEE は、情報収集方法を決定し、個人データの秘匿性を保証する。コミューンの方は、後方支援に関して、したがって調査の質に関して基本的な役割を演じる。

このように定義された枠組みのなかで、RRP は、コミューンにさまざまな機会を提供しうらう。より最新の情報の年次提供は、ちょうど良いときに、コミューンにおける活動の変化をとらえることを可能にするだろう。その上、コミューンの社会人口学的変化と、他のコミューンあるいはコミューングループの社会人口学的変化を比較することが可能であろう。確かに、大コミューンは、最初に、新組織を設立しなければならないだろう。しかし、それに対応する後方支援は、RGP のそれよりも軽く、よりよく予想されうらうだろうし、経常管理業務に統合されうらうだろう。

データ収集方法は、コミューンを境界に応じて区分するにもかかわらず、INSEE は、あらゆるコミューンについて、比較可能な、かつ追加的な結果の産出を保証する。こうして、毎年、そのコミューンを多数のコミューングループと比較することが可能であろう。

### 3.3 利用者のために、毎年のデータ

1. 統計データ利用者は最新結果を享受するだろう。具体的には、RRP を使えば、国と地域圏間の計画契約（contrats de plan Etat-région）に関する 1998/1999 年協議は、1990 年に遡るデータの代わりに、地域圏の枠組みを決めるために 1998 年データに、地域圏内の地域については 1996 年データに基づいただろう。

透明性や教え方を考慮して、INSEE は、統計データを取り巻いている不確実性を示すだろう。したがって利用者は、確認された変化の方向を、どの程度、肯定できるかを正確に知るだろう。

2. 規則に関わる利用のために、導入される主たる変化は、RGP の場合のように 7～9 年待つ代わりに、人口数を年次化することである。

この年次化は、予算行為と管理のために、変化の平滑化および予想行動の統合を可能にすることができるだろう。現在、7～9 年毎の RGP の公表は、大きすぎる急な変化のために、いくつかの条文の適用において、問題を提起している。それゆえ、大きな変化を乗り切るための特別な法的措置を必要としうる。

関連条文の全体を比較校訂することや可能性のあるインパクトを研究することに責任を有する各省間作業グループの結論から、条文を適用するために良い解決策が見つけたされうることが分かる。法律あるいは規則における人口への準拠は、次の 3 つのやり方でなされることが分かった。

すなわち、境界への準拠による（あるいは人口区分の定義による）。境界を越えることは、新センサスにおいては、今のところ、全国センサスあるいは補完センサスの数字の認証のときと同様に処理されうだろう。しかしながら、いくつかの場合、境界以上から境界以下への連続的变化による、重大すぎる結果を避けるために、ルールが確立されねばならないだろう。

あるいは、人口の絶対水準を考慮に入れることによる。これは、特に「住民当りのフラン」に基づいて計算されるすべての指標の場合である。人口数の年次化は、一般に、その比率の変化に、激しい不連続性を持ち込まないだろうし（その分子は、いずれにせよ、毎年、変化するだろう）、それぞれの全国人口センサスの際に記録された激しい急変さえも避けるだろう。このような文脈のために、一般に、法律を適用する必要はないだろう。

あるいは、人口変化を考慮に入れることによる。もちろん、これは、8 年あるいは 9 年のセンサス間の期間全体に関してよりも、1 年について、平均して、ずっと小さいだろう。したがってわれわれは、それぞれの全国人口センサスの際に現実に観察された不規則変動を避けるだろう。

条文の適用は、コミューン人口を認証する最初のデクレの公布までになされうだろう。このことは、適当な時間を残している。法律上及び規則上のインパクトの詳細は、法案のインパクトに関する研究の補遺としてあらわれる。

#### 4 なぜセンサスを革新するための法律が必要か

コンセイユ・デタは、本プロジェクトの意見を求められ、1998 年 7 月 2 日の意見において、政府が法案を議会に提出することを勧告した。センサスに法的根拠を与える必要性のほかに、200 以上の法律あるいは規則（たとえば、選挙法典、地方公共団体一般法典）が

人口作成方式に関係しているのであるが、その方式の重大な変化は法的手段を経る必要があると見なされた。

こうして決定された枠組みのなかで、法案は、基本的に、センサス実施組織に適用可能な原則を定義し、基本ルールを設定することを目標としている。法案は、第一に、より古い統計作業の一つを近代化させる技術的範囲の条文として分析される。

## 5 どんな保証が本プロジェクトに結びつけられるか

### 5.1 処理の平等

コンセイユ・デタの意見は、年次認証が本来、処理の平等を保証すべきであることを示しているが、このほかに、外部機関である科学委員会が、コミューン法定人口の測定精度に関する問題について委任された。その委員会は、フランス統計学会長コシヌス（Caussinus）氏が委員長であるが、実施段階において実現されうような統計的研究について一般的な勧告を与えながら、その測定方法が、原則的に、あらゆる必要な保証を提示しているとみなしている。

### 5.2 結集される個人情報の秘匿性

センサスは統計作業である。それゆえ、センサス時に結集されるデータは、統計の分野における義務、調整及び秘密に関する修正 1951 年法律と、情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年法律によってカバーされる。

### 5.3 実施作業の質

RRP によって、いくつもの要因が質に関して有利に作用しうるだろう。そのいくつかのみ引用すると、以下のようである。

1. 大規模かつ 1 回限りの作業とは対照的に、RRP のより規則的な性質は、より確実な質を得ることを可能にするだろう。一部の行政地域のみ——人口 1 万人未満のコミューンでは 5 つのうち 1 つ、人口 1 万人以上のコミューンでは 1/5 の区域——がセンサス実施作業に関係づけられるので、毎年、努力を集中することが可能であろう。このより大きな規則性は、その上、手続きに段階的に慣れていく機会を与えるが、このことは、結局、データ収集の質を最適化することを可能にするだろう。
2. 大都市で利用される技法（網羅的な住居の測定を行い、それから住民を標本調査する）は、高質の統計を保証しうる。この技法は、特に、調査漏れによる過少計数を避けることが可能である。たしかに、一見したところ、伝統的なセンサスは、その悉皆的性質によって、人口調査について、完全かつ議論の余地のない回答を提供する。しかし、全面的な完全性は現実的根拠がない。われわれは、それを達成することに決して自信がもて

ない。事実、調査されない人々がいつでも存在する。このことは、もしその調査漏れ（1990年で約 1%と推定される）が、どこでも同じで、かつ人口の全カテゴリーについても同じであったならば、あまり厄介ではないであろう。ところが、それは大都市、若い成人層あるいは単独世帯において、より頻繁である。今のところ、それは小さいが、現行の手続きを延長して、大きな割合に達しないだろうということを保証するものは何もない。反対推論により、網羅的な住居抽出枠に基づいた標本調査は、必要な情報を十分に収集したかどうかを検査することが可能であるし、重要なことが決して忘れられなかったかどうかを検査することが可能である。その上、面接調査された人口のみでなく、全人口を対象とする統計を産みだすことが可能である。データ収集の検査の観点から、「われわれが探そうとするものを正確に知る」（センサス調査員は調査しなければならない住居番号を正確に知るだろうし、そのリストをもつだろう）という事実は、データ収集の質に強力な保証を与える。

3. コミュニティ内地域の地理レベルについて、標本調査に関係づけられる正確性の損失は、RRP が提供する情報の新しさからみた利益を考慮に入れて評価されなければならない。この要素は、二つのセンサス間で、（毎年、個人の 10%が転居し、6.5%がコミュニティの変化を伴うような）著しい人口変化に直面する場合、きわめて意味がある。ところが、最新情報が必要なのは、まさに、このような激しい変化のある地域においてである。データが時代遅れになることは、全利用者によって、意思決定することがひどく難しい情報源として糾弾されている。

#### 5.4 国際状況を考慮に入れること

RRP は、RGP と同じ条件の下で、国際統計基準に対応する。

センサスの比較研究は、各国の法的状況や統計史に強く依存する、きわめてさまざまな経験を明らかにする。この研究は、大部分の国が、INSEE に似た理由で、手続きの転換を試みていることを示している。われわれは、3つのセンサス実施方式を区別することができる。

1. 調査のための人口登録である。これは人口の社会人口学的記述のために、行政ファイルデータによって補完される（デンマーク、フィンランド）。あるいは、標本調査によって補完される（ドイツ、スウェーデン）。
2. 伝統的なセンサスである。これは、質が不十分であると判断された、人口登録を更新するために利用される。それから、この考え方は、いずれは、将来のセンサスの基礎として、それらの登録を利用することである（スイス、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルグ）<sup>68</sup>。

---

<sup>68</sup>（原注）今のところ、センサスデータによる登録更新を認証する法的仕組みは、これらの国々においては決定されていない。

3. 人口の悉皆調査である。これは郵送（アメリカ合衆国）や、センサス調査員による預け・受け取りによる（フランス、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル）。カナダ及び初めてであるがイギリスは、混合的なやり方で実施した。すなわち、センサス調査員による調査票の配布と郵便による返送である。

この枠組みにおいて、フランスのプロジェクトは、国際統計共同体によって関心をもって追跡されている。なぜなら、それは、一つの代替的な手段、すなわち行政データの利用に伝統的なデータ収集を結びつけるという手段を提案しているからである。

(翻訳)

## 第4章 情報ファイル<sup>69</sup>

INSEE

### 目次

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| なぜ革新するか             | 36 ページ <sup>70</sup> |
| どのように革新するか          | 39 ページ               |
| INSEE－市役所：強化される協力関係 | 42 ページ               |
| 住民にとって何が変わるか        | 44 ページ               |
| 大規模協議               | 45 ページ               |
| 将来のスケジュール           | 47 ページ               |

このファイルはカード形式で構成されるが、たいていの場合、われわれに提起された質問にもとづいている。これは公表結果の性格あるいは方法のある側面のような、ある論点がそれらのカードのいくつかのなかで提起されることを説明するものである。

---

<sup>69</sup> (訳注) INSEE [27]。 [http://www.insee.fr/fr/stat\\_pub/stat\\_pub9.htm](http://www.insee.fr/fr/stat_pub/stat_pub9.htm) から入手した。これには1  
パラグラフ毎に1つの空白行があるが、本訳文では、必ずしもそれにしたがってはい  
ない。なお、INSEEの担当者から翻訳・公表の許可を得ている。

<sup>70</sup> (訳注) 本資料のページ数に変更した。

## なぜ革新するか

もし地方行政の関係者が定期的かつ最新の情報を自由に使えるならば、彼らはよりよい条件のもとで、経済社会政策を推進できる。なるほど、人口変動と人口特性に影響を与えるような変化が加速しているし、同時に、地方公共団体に帰属された権限は増えている。

センサスの革新は、したがって統計の提供を、とりわけ地域別データの分野におけるそれを利用者の期待によりよく適応させることが焦点である。

INSEE は、国土全体に関して 7〜9 年毎に組織される調査を新しいデータ収集方法に置き換えることを提案するが、それは人口及び住居に関する結果を毎年提供することを可能にする。

伝統的なセンサスに比較して、年次結果の供給は、平均して 3 年のデータの新しさの点で、一つの利益を可能にするだろう。

### ・ 利用者の期待

#### 定期的に更新される最新情報

—センサスは、厳しい行政基準に従って法定人口を定める。調査は、地方レベル、コミュニケーションレベル、小郡レベルで期待され、正確さや精度の保証を提示せねばならない。センサスの結果は、地方レベルで、意思決定のために利用されるが、その妥当性はデータの新鮮さに依存する。

—提供される情報は、国、地域圏及び地方の各レベル（例：地域 [pays]、コミューングループ）で、中期的に、国土の均衡を追跡することが可能でなければならない。具体的には、新センサスを使えば、国と地域圏間の計画契約（contrats de plan Etat-région）に関する 1998/1999 年交渉は、1990 年に遡るデータの代わりに、地域圏の枠組みを決めるために 1998 年データに、地域圏内の地域については 1996 年データに基づいただろう。

—最後に、センサスは細かいレベルで統計データの重要な情報源である。その更新は、たとえば、地方の問題に応じて、住居あるいは雇用に関する質問を掘り下げることを可能にするだろう。

#### 公的あるいは民間の地方活動をより効率的にする

センサスを革新すること、それは地方行政の責任者——公選の代表者（élu）および行政地域の幹部職員——にとって、現実をできるだけ忠実に反映している、彼らの担当地域の定期的な描写を自由に使える手段である。その描写は動向や変化を明らかにするはずであり、それによって将来を展望した管理政策の実施を容易にするはずである。

コミューンレベルあるいは県レベルでは、次のことに関係する。

- －基盤整備事業あるいは建設工事のインパクトの研究
- －重要な災害防止計画の作成及びそれに対応する措置の管理計画の作成
- －土地占用計画の作成
- －都市政策

より統合された地理レベルで、

- －整備基本計画
- －国と地域圏間の計画契約

民間の関係者については、彼らの企業進出計画のために地方の能力（労働力の記述）に関心があり、商業・サービス業進出計画のために住民によって提供される潜在的市場に関心がある。

#### ・決まった革新の目的

- －人口及び住居に関して、定期的な、最新の、かつ信頼できる結果を作成することである。  
それらの結果は、国土全体に関して、同質であろうし、時間と場所において、比較可能であろう。
- －各コミューンの人口及びその特性を決定するために、調査される地域の規模がいかなるものであろうとも、**最高質のデータ収集**を行うことを——とりわけ非回答を減らすことによって——可能にすることである。
- －INSEE のレベルでも、大コミューンレベルあるいはコミューン間協力公施設法人（établissements publics de coopération intercommunale）レベルでも、負担を平滑化することである。センサスは、年次活動への組み込みにおいて、より負担の軽い、より容易な、定期的な作業となる。

#### ・産み出される結果

毎年、最大3年の古さで、次のものが公表されるだろう。

- －各コミューンの人口調査の数字
- －地理上の全地域に関する詳細な統計結果

さらに、次のものも同様に利用可能であろう。

- －当年に関係する全フランス及びその地域圏についての最初の統計結果

―世帯に対するデータ収集実施の数ヶ月後に、人口1万人未満のコミュニティに関する最初の統計結果

### **より頻繁な、より最新の情報**

データは国、地域圏及び地方の各レベルで利用可能であろう。利用者特有の要求に合った提供が可能であろう。

次のことが以前よりもよくできるだろう。

―住居の保有総数の変化、その利用の変化を知ることができるだろう。

―居住移動を測定できるだろう。

―都市地区の再編を追跡できるだろう。

―変化の動態を捉えることができるだろう。

## どのように革新するか

]

コミューンは、人口センサスに関する基本的なデータ収集域のままであろう。

人口数及び人口の社会人口学的記述に関する統計を作成するために、INSEE は、各コミューンにおいて住民を対象に収集された情報と行政ファイル——これを INSEE はもっぱら統計目的で収集する権限を与えられている——に基づくデータを利用するだろう。

### ・新しいデータ収集方法による

その方法は人口の境界——検討の現状では1万人に定められている——に応じて、コミューンを区分する。

毎年、国土の1/5が調査される。すなわち一部の小・中コミューンと各大コミューン人口の一部である。5年後に、小・中コミューンの全人口と大コミューンの40%の人口が調査されている。

人口1万人未満のコミューンは5グループに分けられる。毎年、1グループのコミューンの全人口が伝統的な調査方法で調査される。5年後に、人口1万人未満のコミューン全体が調査されている。

人口1万人以上のコミューンにおいては、常時、更新される建物登録簿（RIL ——以下のページを参照）が、コミューン域を5グループに分けることを可能にする。それらの各グループは、同じ通りがいくつかのグループに区分されるような細かいレベルを含めて、コミューンの十分な代表性を保証する。各グループは、年次住居抽出枠を作成することが可能であろう。それにもとづいて母集団の代表標本が調査されるだろう。

5年後に、グループのローテーションによって、コミューン全域が考慮に入れられ、40%の人口が調査されている。

センサスは、あらゆるコミューンにおいて、調査票を預け、回収するという伝統的な方法によって実施される。

### ・新しい方法は地理情報によって近代化される

1999年センサスのために、INSEE は、国立地理研究所（IGN）<sup>71</sup>と協同で、さらにはコミューンの協力を得て、デジタル化コミューン内地図を作成した。

---

<sup>71</sup>（訳注）Institut géographique national の略号。

最新センサスのときに収集されたデータにもとづいて、INSEE は人口 1 万人以上のコミューンにおいて、建物登録簿（RIL）を作成するだろう。RIL の更新は連続的になされるだろう。

#### ・新しい方法は収集データの質を保証する

統計学の進歩は、伝統的な悉皆調査法から人口 1 万人以上のコミューンにおける標本調査法への移行を可能にする。この標本調査は、網羅的な住居抽出枠に基づくが、必要な情報を十分に収集したかどうかを検査することを可能にし、重要なことを忘れなかったかどうかを検査することを可能にする。それはまた、直接、調査された個々人だけでなく、全人口を対象とする統計を産み出すことを可能にする。

#### ・行政データによって更新される

ローテーションのデータ収集によって、毎年、すべての慣用的な地域に関する結果を作成するために、コミューンの規模がどれほどであろうとも、行政ファイルから抽出された統計データが利用されるだろう。

この統計利用は、数年間に収集されたデータの更新を可能にするだろう。その方法は、基本的に、いくつかの行政ファイルデータに観察される変化に依拠することにある。

#### ・データの秘匿性遵守のもとで

INSEE は、保有するすべての個人情報について最も厳しい職業上の秘密を遵守するので、情報処理と自由に関する全国委員会（CNIL）<sup>72</sup>の統制下で、収集個人データの秘匿性を保証するだろう。

ーセンサスの枠内で収集された個人情報は厳密に統計目的で使われ、どんな場合も行政上のあるいは税務上の検査を引き起こすことはできない。

ーその処理及び提供は、1999 年センサスと同様に、完全に匿名的になされるだろう。

#### ・海外県及び海外領土への適用

海外県は、本国の方法を地方特性に適用することによって、本国と同様の方法によるセンサスを享受するだろう。その適用は、データ収集方式を決定する境界の修正によって、

---

<sup>72</sup>（訳注）Commission nationale de l'informatique et des libertés の略号。

おそらく特徴づけられるだろう。

ニューカレドニア、仏領ポリネシア、ワリス・エ・フテウナ諸島、マイヨット島においては、5年に1度のテンポで、全国人口センサスが実施されるだろう。

## INSEE－市役所：強化される協力関係

伝統的なセンサスの枠内において、市役所（mairies）<sup>73</sup>は、INSEE によって準備・規制されたデータ収集を実施するだろう。新システムは、その協力関係を確認・強化するだろう。

新センサスに関しては、「情報収集は、INSEE によって組織・規制される。センサスの実査はコミューンあるいはコミューン間協力公施設法人によって準備・実施され、それらはそのために国から請負交付金を受け取る」。

### ・それぞれの役割

#### コミューン（あるいはコミューン間協力公施設法人）

- －センサス調査員の募集責任を保持する。
- －データ収集を準備する。
- －センサス調査員の直接的指導と継続的検査を行う。
- －センサス調査員に援助を与えることによって、データ収集の質に貢献する。
- －データ収集の完全性に留意する。
- －データの秘匿性遵守に留意する。
- －INSEE によって提供される援助に基づいて住民情報を収集する。

#### INSEE

- －センサスの実査を組織し、その実施を規制する。
- －ローテーショングループを決定し、人口 1 万人以上のコミューンについては、建物登録簿（RIL）を継続的に管理し、住居標本を抽出する。
- －データ収集の概念と手順をもとに、センサス調査員の訓練内容を決定する。
- －データ収集の質、とりわけその完全性を検査する。
- －情報処理と自由に関する全国委員会（CNIL）の意見に従って定義された枠組みの下で、収集個人データの秘匿性の厳密な遵守に留意する。
- －実査による収集データを利用する。かつ行政ファイルから有用な統計データを抽出する。
- －法定人口数を作成し、その結果を公表する。

大コミューンにおいて、役所と INSEE は協力して RIL を更新する。

ここで基本方針として示された、それぞれの役割は、コミューンとの意見交換の続行の

---

<sup>73</sup>（訳注）mairies には、区役所、町村役場にあたるものを含む。

ときに、明確にされるだろう（協議カードを参照）。

## ・地方公共団体にとっての具体的な利点

### 最新かつ定期的な結果

毎年、最大3年の古さで、以下が公表されるだろう。

- ー各コミューンに関する人口調査の数字
- ー地理上の全地域についての詳細な統計結果

さらに、次のものも同様に利用可能であろう。

- ー当年に関係する全フランス及びその地域圏についての最初の統計結果
- ー世帯に対するデータ収集実施の数ヶ月後に、人口1万人未満コミューンに関する最初の統計結果

### そして拡大されるサービス

毎年、更新データの提供のほかに、新しいセンサス方法は、地方公共団体に、以下のようないくつかの利点を提供する。

- ーCNIL の意見を条件として、地方公共団体が、地方問題に応じて、たとえば、ある特定施設に関する公害地域の研究あるいは幼稚園に関する魅力的な地域の研究のために、自ら定義する地域データを得る可能性である。
- ー建物登録簿（RIL）——住所の記入された登録簿である——の開示請求権もまた検討されるが、これは CNIL へ意見を求めることになるだろう。RIL は、当初、居住用建物、経済活動事業所によって構成されるが、いずれは、公共施設（*équipements publics*）や共同利用施設（*services collectifs*）を含むだろう。
- ー最後に、より頻繁な共同作業の実践、すなわち地図とデータ収集に関する強い協力関係のおかげで、地方公共団体は、自らの必要性をよりよく考慮にいれることを享受するだろうし、提供情報のよりよい適合性を享受するだろう。

## 住民にとって何が変化するか

実際には、調査される住民にとって、センサスは変化しない。コミューンの規模がどれほどであろうとも、住民は、センサス調査員を受け入れ続けるだろうし、調査票に記入し続けるだろう。以前のセンサスと同様に、センサス調査員、公務員は、職業上の秘密を遵守させられるだろう。

しかし、すべての人が調査されないだろう。とりわけ、人口1万人以上のコミューンにおいて、「なぜ私が調査され、隣人はそうじゃないのか」という質問に答えることができないかもしれないだろう。その上、他のコミューンの全体が所与の年に調査されなくて、5年間に調査されることを説明しなければならないだろう。

データ収集作業の広報活動は、そのような特殊性を考慮に入れなければならないだろう。それは、公選の代表者団体と連係して、考案・テストされるだろう。それは、住民の動員を維持するために、センサスの賭けるものを思い出させるだろう。特別の手引きが、代表的な一部人口に関するセンサスが問題であるときでさえ、回答の重要性を示すために開発されるだろう。広報の仕組みを強化するために、センサス調査員は、その質問への回答の仕方を組み入れている訓練——INSEEによって考案される——を受けるだろう。

さらに住民は、産み出される結果を間接的に享受するだろう。その結果は、より頻繁、より定期的であり、したがって公的管理をより効率的にするだろう。

## 大規模協議

人口センサスは、地方の公的生活に必要な不可欠のツールである。事実、デクレによって認証された、センサスの数字は、すべての行政地域レベルで、とりわけコミュンレベルで、「法定人口」——公的な住民数——を提供する。さらに、センサスは、人口及び住居の主たる特性に関する統計データを提供する。

センサスの革新を十分に推進するために、INSEE は、その実施の関係者及びそのデータ利用の関係者が強く関与することを望んだ。

1999 年から、INSEE は、したがって「新センサス」を利用者とともに、かつ利用者のために、考案されたプロジェクトとする目的で、国や地方レベルで、パートナーと大規模協議を開始した。その協議は、内務省と開始され、地方議会議員とりわけ彼らの全国団体、関係諸省、さらには全国統計情報評議会（CNIS）<sup>74</sup>に結集した統計利用者グループと続けられた。

INSEE は、同様の対話と意見交換の精神から動かされて、2001 年 6 月～2002 年春まで協議活動を続けるだろう。

### ・第一段階からの前進

内務省及び他の関係諸省とともに推進された協議は、**立法上及び規則上のインパクト**を対象とした。それは、必要な法的適用が関係条文全体のために、現在から 2008 年——年次法定人口の最初の公表年——まで、中止されうるだろう、ということを明らかにした。

**統計利用**に関する協議は、CNIS の庇護のもとで押し進められた。それは、とりわけ調査票に関して、重要な前進を実現させた。作業の集大成は、CNIS で調達できる ([www.cnis.fr](http://www.cnis.fr))。

**国及びコミュンの各役割に関係した質問や、センサスの実査のために設置すべき機関**に関係した質問は、本プロジェクトの一般的な提示の時に取り上げられた。その提示は、全国的な公選の代表者団体、とりわけフランス市長協会（AMF）<sup>75</sup>に対して、さらには地方議会議員やその協力者に対して実施された。結局、約 2000 の市長、多数の事務総長（secrétaires généraux）が見出された。公選の代表者は、最新の結果や年次周期で提供される結果に対して、彼らの関心を示した。彼らの期待は、産み出される情報の質、実施作業

---

<sup>74</sup>（訳注）Conseil national de l'information statistique の略号。

<sup>75</sup>（訳注）Association des maires de France の略号。maires には、区長、町村長にあたるものを含む。

組織、コミュニケーション間協力を考慮に入れることや、さらには法定人口に関わる結果を考慮する方式に向けられている。

#### ・ 協議の続行

地方議会議員及び彼らの全国団体との協議が続くだろう。とりわけ、その段階では、センサスの実査のために組織すべき協力関係のあり方を正確にすることが問題であろう。産み出される結果の利用に関わる、他の段階が予想される。それは、1999 年センサス結果の提供から引き出された教訓に照らして押し進められるだろう。この枠組みの下で、INSEE は、新方法の様相を明らかにし続けるだろう。

## 将来のスケジュール

|                    |                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 2001 年 6 月 12 日    | 人口センサス関連法案について議会討論の開始                               |
| 2001 年 6 月～2002 年春 | センサスの実査に関する組織すべき協力関係のあり方について、地方議会議員及び彼らの全国団体との協議の続行 |
| それから               | 実施に必要な適用規則体系の公表                                     |
| 2004 年初頭           | その規則体系によるデータ収集の開始                                   |
| 2008 年末            | 各コミューン法定人口の最初の公表、地理上の全地域に関する結果の最初の公表                |
| その後、毎年             | 各コミューン法定人口の公表、地理上の全地域に関する統計結果の公表                    |

法定人口数の利用は、コミューンによって求められる補完センサスがなければ、2008 年まで、1999 年末に認証されていたものに依拠するだろう。

(編集・訳)

## 第5章 新人口センサス関連法

### 1. 国民議会第1読会で、2001年6月25日、緊急性の宣言後、隣接民主主義に関する可決法案の第V編<sup>76</sup>

#### 第V編 センサス実施作業

##### 第59条

I 人口センサスは国の責任と管理のもとで実施される。

II センサスは次のような目的を有する。

1 フランス人口の調査

2 人口の人口学的社会的特性の記述

3 住居の調査とその特性の記述

収集データは、統計分野における義務、調整及び秘密に関する1951年6月7日第51-711号法律と、情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日第78-17号法律の規定によって規制される。

III 情報収集は、国立統計経済研究所によって組織・規制される。

センサスの実査はコミューンあるいはコミューン間協力公施設法人によって準備・実施される。このために、それらは国から請負交付金を受け取る。

IV 地方公共団体一般法典L.2122-21条<sup>77</sup>は、次のように起草された10によって補完される。

「10 センサスの実査を実施すること」

V コミューン間協力公施設法人が、センサス実査の準備・実施のための権限を法人それ自身に与えるコミューンを受け入れたとき、法人の審議機関は、審議によって、法人の長にその実査の実施を委託することができる。

コミューンあるいはコミューン間協力公施設法人が、その任務を果たすことを拒否・無視する場合、国の代表者は、そのことを強く要求した後で、行政決定により、必要なもの

---

<sup>76</sup> (訳注) Assemblée nationale [29]

<sup>77</sup> (訳注) L.は法律 (Loi) の略号。

を提供することができる。

センサスの実査は、センサス調査員、コミューンあるいはコミューン間協力公施設法人の職員——彼らはこの仕事に配属されたり、あるいはこの目的で、コミューンやコミューン間協力公施設法人によって募集されている——によって実施される。センサス調査員によって行われる活動が二次的な性質を示すとき、この活動は労働法典 L.324-1 条で規定された禁止事項から除外される。選挙法典 L.231 条第 12 段落で規定された被選挙欠格 (inéligibilité)<sup>78</sup>が、コミューンの住民数がどれほどであろうとも、すべてのセンサス調査員に適用される。

VI センサスの調査日は、コミューンに応じて違いがありうる。

人口がコンセイユ・デタのデクレによって決められた境界よりも少ないコミューンについては、調査は悉皆であり、5 年間に、ローテーションによって、毎年、実施される。他のコミューンについては、標本調査が、毎年、実施され、このコミューンの全域が、同じ 5 年間に考慮に入れられる。その境界及び標本調査方式の決定のために、統計専門家、地方公共団体の代表者、国立統計経済研究所及び国の代表者からなる委員会が設けられるが、その委員会は、本法律の公布後、6 ヶ月以内に、議会に、結論を渡すだろう。

毎年、デクレが、次年分として、センサスの実査に関係するコミューンのリストを確定する。

VII 人口数を定めるために、国立統計経済研究所は、各コミューンにおいて、完全センサスあるいはサンプルセンサスの実査をもちいて収集された情報、行政ファイル、とりわけ社会的税務的な行政ファイル——研究所がもっぱら統計目的で収集する権限を与えられている——にもとづく匿名人口学的データ、さらには先に引用された 1951 年 6 月 7 日第 51-711 号法律第 2 条の適用によって実施される他のすべての統計調査の結果を利用する。

このために、義務的な健康保険制度の基礎給付を行っている機関に関するファイルの管理当局は、国立統計経済研究所に匿名情報を伝達する。研究所には、あらゆる個人識別を避けることができる地理レベルで、その情報を受け取り後、5 年間、集計する権利がある。

VIII デクレが、毎年、フランス共和国全領土、行政区画及び地方公共団体に関する人口数を認証する。

IX 建物の位置確定に関する情報やセンサス実査の準備・実施に必要な情報は、国立統計

---

<sup>78</sup> (訳注) 被選挙欠格 (inéligibilité) とは、「被選挙資格のない地位」を意味する (中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』第 2 版、2002 年)。

経済研究所、コミューン及び関係するコミューン間協力公施設法人の間で自由に交換される。

X 第 VIII 項の適用による人口数を認証する最初のデクレは、第 VI 項で述べられた最初の 5 年間の末に公表されるだろう。

## 第 60 条

I 第 59 条第 X 項で言及されたデクレの公示まで、地方公共団体及び行政区画の人口は、フランス本国、海外県及びサン＝ピエール＝エ＝ミクロン（Saint-Pierre-et-Miquelon）<sup>79</sup>において実施された最新の全国人口センサス後、デクレによって認証された人口——場合によったら補完センサスによる修正人口——である。

同デクレの公示以降、全国人口センサス及び補完センサスへの準拠は、そのとき有効な、すべての立法措置に則した人口センサスへの準拠に代えられる。

II 第 59 条及び本条第 I 項への適用除外によって、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、マイヨット島、ワリス・エ・フトゥナ諸島で、5 年毎に、全国人口センサスが実施される。センサス実施作業は、場合によったら所轄統計機関によって組織される。それぞれの全国人口センサスの後に、デクレが、それらの領土、それらの行政区画及び地方公共団体に関する人口数を認証する。

これらの措置は、ニューカレドニア、フランス領ポリネシアでは、それらの地位を決める国家組織法によって定義された権限の遵守の下で適用される。

ワリス・エ・フトゥナ諸島において、センサスの実査は、上級行政機関によって準備・実施される。その機関は、そのために国からの請負交付金を受け取る。

ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ諸島、マイヨット島では、センサス調査員によって行われる活動が二次的な性質を示すとき、有効な労働基準によって規定された公的、私的な兼業に関する禁止事項が適用されることはできない。

第 59 条第 V 項、最後の段落の最後の文の措置が、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、マイヨット島に適用される。

## III 削除された<sup>80</sup>

## 第 61 条（新）

コンセイユ・デタによるデクレが本編の適用形態を明確にする。

---

<sup>79</sup>（訳注）フランスの特別自治体。

<sup>80</sup>（訳注）当初、国民議会に提案された法案には、ここに、次の第 61 条（新）の条文があった。

## 2. 元老院による隣接民主主義に関する修正法案（法律委員会）の第 V 編<sup>81</sup>

### 第 V 編 センサス実施作業

#### 第 59 条

I～V 無修正

VI センサスの調査日は、コミューンに応じて違いがありうる。

人口が 1 万人未満であるコミューンについては、調査は悉皆であり、5 年間に、ローテーションによって、毎年、実施される。他のコミューンについては、標本調査が、毎年、実施され、このコミューンの全域が、同じ 5 年間に考慮に入れられる。

毎年、デクレが、次年分として、センサスの実査に関係するコミューンのリストを確定する。

VII 無修正

VIII デクレが、毎年、フランス本国、海外県及びサン＝ピエール＝エ＝ミクロン、行政区画、地方公共団体に関する人口数を認証する。

IX 及び X 無修正

#### 第 60 条

原案と相違なし

#### 第 61 条

コンセイユ・デタによるデクレは本編の適用形態を決定するが、これは標本調査実施方式の決定のために、全国統計情報評議会に設けられる特別委員会の意見の後である。その委員会は、統計家、地方公共団体の代表者及び国の代表者から成る<sup>82</sup>。

---

<sup>81</sup>（訳注）Assemblée nationale [30]

<sup>82</sup>（訳注）この第 61 条に続いて、第 62 条（新）、第 63 条（新）が追加された。しかし、それらはセンサス実施作業とは関係があるとは思えないので、ここでは省略した。実際、それらは両院合同同数委員会で削除されている。

### 3. 隣接民主主義に関する 2002 年 2 月 27 日第 2002-276 号法律の第 V 編<sup>83</sup>

#### 第 V 編 センサス実施作業

##### 第 156 条

I 人口センサスは国の責任と管理のもとで実施される。

II センサスは次のような目的を有する。

1 フランス人口の調査

2 人口の人口学的社会的特性の記述

3 住居の調査とその特性の記述

収集データは、統計分野における義務、調整及び秘密に関する 1951 年 6 月 7 日第 51-711 号法律と、情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日第 78-17 号法律の規定によって規制される。

III 情報収集は、国立統計経済研究所によって組織・規制される。

センサスの実査はコミューンあるいはコミューン間協力公施設法人によって準備・実施される。このために、それらは国から請負交付金を受け取る。

IV 地方公共団体一般法典 L.2122-21 条は、次のように起草された 10 によって補完される。

「10 センサスの実査を実施すること」

V コミューン間協力公施設法人が、センサス実査の準備・実施のための権限を法人それ自身に与えるコミューンを受け入れたとき、法人の審議機関は、審議によって、法人の長にその実査の実施を委託することができる。

コミューンあるいはコミューン間協力公施設法人が、その任務を果たすことを拒否・無視する場合、国の代表者は、そのことを強く要求した後で、行政決定により、必要なものを提供することができる。

センサスの実査は、センサス調査員、コミューンあるいはコミューン間協力公施設法人の職員——彼らはこの仕事に配属されたり、あるいはこの目的で、コミューンやコミューン間協力公施設法人によって募集されている——によって実施される。センサス調査員によって行われる活動が二次的な性質を示すとき、この活動は労働法典 L.324-1 条で規定された禁止事項から除外される。選挙法典 L.231 条第 12 段落で規定された被選挙欠格が、コ

---

<sup>83</sup> (訳注) République française [31]

ミューンの住民数がどれほどであろうとも、すべてのセンサス調査員に適用される。

VI センサスの調査日は、コミューンに応じて違いがありうる。

人口が 1 万人未満であるコミューンについては、調査は悉皆であり、5 年間に、ローテーションによって、毎年、実施される。他のコミューンについては、標本調査が、毎年、実施され、このコミューンの全域が、同じ 5 年間に考慮に入れられる。

毎年、デクレが、次年分として、センサスの実査に関係するコミューンのリストを確定する。

VII 人口数を定めるために、国立統計経済研究所は、各コミューンにおいて、完全センサスあるいはサンプルセンサスの実査をもちいて収集された情報、行政ファイル、とりわけ社会的税務的な行政ファイル——研究所がもっぱら統計目的で収集する権限を与えられている——にもとづく匿名人口学的データ、さらには先に引用された 1951 年 6 月 7 日第 51-711 号法律第 2 条の適用によって実施される他のすべての統計調査の結果を利用する。

このために、義務的な健康保険制度の基礎給付を行っている機関に関するファイルの管理当局は、国立統計経済研究所に匿名情報を伝達する。研究所には、あらゆる個人識別を避けることができる地理レベルで、その情報を受け取り後、5 年間、集計する権利がある。

VIII デクレが、毎年、フランス本国、海外県及びサン＝ピエール＝エ＝ミクロン、行政区画、地方公共団体に関する人口数を認証する。

IX 建物の位置確定に関する情報やセンサス実査の準備・実施に必要な情報は、国立統計経済研究所、コミューン及び関係するコミューン間協力公施設法人の間で自由に交換される。

X 第 VIII 項の適用による人口数を認証する最初のデクレは、第 VI 項で述べられた最初の 5 年間の末に公表されるだろう。

## 第 157 条

I 第 156 条第 X 項で言及されたデクレの公示まで、地方公共団体及び行政区画の人口は、フランス本国、海外県及びサン＝ピエール＝エ＝ミクロンにおいて実施された最新の全国人口センサス後、デクレによって認証された人口——場合によったら補完センサスによる修正人口——である。

同デクレの公示以降、全国人口センサス及び補完センサスへの準拠は、そのとき有効な、すべての立法措置に則した人口センサスへの準拠に代えられる。

II 第 156 条及び本条第 I 項への適用除外によって、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、マイヨット島、ワリス・エ・フトゥナ諸島で、5 年毎に、全国人口センサスが実施される。センサス実施作業は、場合によったら所轄統計機関によって組織される。それぞれの全国人口センサスの後に、デクレが、それらの領土、それらの行政区画及び地方公共団体に関する人口数を認証する。

これらの措置は、ニューカレドニア、フランス領ポリネシアでは、それらの地位を決める国家組織法によって定義された権限の遵守の下で適用される。

ワリス・エ・フトゥナ諸島において、センサスの実査は、上級行政機関によって準備・実施される。その機関は、そのために国からの請負交付金を受け取る。

ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ諸島、マイヨット島では、センサス調査員によって行われる活動が二次的な性質を示すとき、有効な労働基準によって規定された公的、私的な兼業に関する禁止事項が適用されることはできない。

第 156 条第 V 項、最後の段落の最後の文の措置が、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、マイヨット島に適用される。

## 第 158 条

コンセイユ・デタによるデクレは本編の適用形態を決定するが、これは標本調査実施方式の決定のために、全国統計情報評議会に設けられる特別委員会の意見の後である。その委員会は、統計家、地方公共団体の代表者及び国の代表者から成る。

## 参考文献

- [1] CNIS, *Rapport d'activité du CNIS 1994* tome 1, (Collection des Rapports du CNIS n°19) , 2.1995<sup>84</sup>.
- [2] JACOD, M., “Pratique statistique, dentologie et législation - Le cas français - ”, n°43/F101 MJ/SA, 12.9.1995.
- [3] DEVILLE, J-C. and JACOD, M., “Replacing the Traditional French Census by a Large Scale Continuous Population Survey”, Annual Research Conference, Washington, Bureau of the Census, 3.1996
- [4] ISNARD, M., “Post 2000 Census Research Project in INSEE”, 9.1998.
- [5] ISNARD, M., “Post 2000 Census in INSEE”, 3.1999.
- [6] CNIS, *Moyen terme 1999-2003* (Collection des Rapports du CNIS n°51) , 4.1999.
- [7] INSEE, “Le répertoire d'immeubles localisés: RIL”, 25.5.1999, n°77/F105, Collection des rapports du CNIS n°56, p.193-195.
- [8] INSEE, “Rénovation du recensement de la population; Précision des résultats sur toutes zones: la précision liée à l'échantillonnage”, 23.6.1999, n°106/F105, Collection des rapports du CNIS n°56, p.205-210.
- [9] INSEE, “La rénovation du recensement de la population: Les grandes lignes du plan d'estimation”, n°156/F105.10.1999, Collection des rapports du CNIS n°56, p.215-220.
- [10] INSEE, “La rénovation du recensement de la population”, n°278/D130, 6.10.1999, Collection des rapports du CNIS n° 56, p.253-269.
- [11] CNIS, *Actes de la concertation sur le recensement rénové de la population* (Collection des rapports du CNIS n°56) , 2.2000.
- [12] Comité scientifique, “Rénovation du recensement de la population: Rapport du Comité scientifique”, 2.2000.
- [13] INSEE, *Guide d'utilisation*, tome I, 3.2000.
- [14] DUMAIS, J., EGHBAL, S., ISNARD, M., JACOD, M., VINOT, F., “An Alternative to Traditional Census Taking: Plans for France” , 6.2000.
- [15] DUMAIS, J., “ Sondage, estimation et précision dans la rénovation du recensement de la population”, INED, *Population*, 55(4-5), 7-10.2000, p.813-819.
- [16] RIANDEY, B., “La précision des données collectées sur une année dans le projet de

---

<sup>84</sup> 文献の出版の時点は、原則として、左から「月」、「年」の順である。日が特定できる場合は、左から「日」、「月」、「年」の順である。文献に出版の時点がまったくない場合、会議等の発表時点を記載した。

- recensement rénové”, INED, *Population*, 55(4-5), 7-10.2000, p.821-829.
- [17] DESPLANQUES, G. et ISNARD, M., “Pourquoi et comment rénover le recensement ? ”, 9.2000.
- [18] INSEE, “Document de présentation du recensement rénové”, n°169/F104, 19.9. 2000.
- [19] DUMAIS, J., BERTRAND, P., KAUFFMANN, B., “Sondage, estimation et précision dans la rénovation du recensement de la population”, 22.9.2000.
- [20] INSEE, *Guide d’utilisation*, tome II, 10.2000.
- [21] INSEE, “Le recensement rénové ”, 11.2000.
- [22] DUMAIS, J., EGHBAL, S., ISNARD, M., JACOD, M., VINOT, F., “An Alternative to Traditional Census Taking : The Continuous Census of the Population”, 11.2000.
- [23] CNIS, *Rapport du groupe de travail du CNIS, Questionnaires du recensement rénové de la population* (Collection des rapports du CNIS n°67) , 2.2001.
- [24] DESPLANQUES, G., “La rénovation du recensement de la population”, Séminaire méthodologique SFdS-INSEE sur la rénovation du recensement, Actes de la séance du 5 octobre 2000, p.2-5 (9.2001) .  
[http://www.sfds.asso.fr/manifest/c\\_mani01.htm](http://www.sfds.asso.fr/manifest/c_mani01.htm)
- [25] DUMAIS, J., BERTRAND, P., KAUFFMANN, B., “Sondage, estimation et précision dans la rénovation du recensement de la population”, Séminaire méthodologique SFdS-INSEE sur la rénovation du recensement, Actes de la séance du 5 octobre 2000, p.6-26 (9.2001) .  
[http://www.sfds.asso.fr/manifest/c\\_mani01.htm](http://www.sfds.asso.fr/manifest/c_mani01.htm)
- [26] INSEE, “Document de présentation de recensement”, n°103/L001, 13.6.2001.  
[http://www.insee.fr/fr/stat\\_pub/stat\\_pub9.htm](http://www.insee.fr/fr/stat_pub/stat_pub9.htm)
- [27] INSEE, “Dossier d’information”, 31.5.2001.  
[http://www.insee.fr/fr/stat\\_pub/stat\\_pub9.htm](http://www.insee.fr/fr/stat_pub/stat_pub9.htm)
- [28] DUMAIS, J., “Le fonctionnement de l’estimation détaillée: théorie et pratique”, 7.2002<sup>85</sup>.
- [29] Assemblée nationale, “Des opérations de recensement”, Titre V dans le Projet de loi relatif à la démocratie de proximité, adopté par l’Assemblée nationale en première lecture, après déclaration d’urgence, 25.6.2001.
- [30] Assemblée nationale, “Des opérations de recensement”, Titre V dans le Projet de loi modifié par le Sénat relatif à la démocratie de proximité (commission des lois) , N° 3556, enregistré à la Présidence de l’Assemblée nationale le 24 janvier 2002.
- [31] République française, “Des opérations de recensement”, Titre V dans le Loi n° 2002-276 du

---

<sup>85</sup> この文献は、2 回目の SFdS-INSEE 方法論セミナー（2001 年 10 月）におけるデュメ氏の報告（Dumais, J., “Les estimations détaillées: théorie et mode d’emploi”）に対応し、SFdS 機関誌への掲載が予定されていたものである。

27 février 2002 relative à la démocratie de proximité, *Journal Officiel de la République française*, 28.2.2002, p.3840-3841.

[32] INSEE;“Larénovation du recensement de la population: Dossier d’information”, 3.2002.

[33] DURR,J-M.et DUMAIS,J.,“La rénovation du recensement français”, Statistique Canada, *Technique d’enquête*,28(1),6.2002, p.47-53.

## 統計研究参考資料(最近刊行分)

| 号数 | タイトル                                 | 刊行年月日        |
|----|--------------------------------------|--------------|
| 68 | 統計調査等の報告者の報告負担問題                     | 2000. 10. 20 |
| 69 | 中国購買力平価推計に関するサーベイと1995年中日産業別購買力平価の推計 | 2000. 11. 30 |
| 70 | 景気関連統計の読み方                           | 2001. 01. 31 |
| 71 | 無償労働と有償労働のつながり                       | 2001. 03. 20 |
| 72 | ロシアのシャドーエコノミー                        | 2001. 03. 30 |
| 73 | 生産関連統計の読み方                           | 2001. 05. 25 |
| 74 | 民間統計投資関連指標の読み方                       | 2001. 08. 10 |
| 75 | ECE地域のジェンダー統計ウェブサイト                  | 2001. 11. 26 |
| 76 | 業界統計                                 | 2001. 12. 01 |
| 77 | 韓日1995年産業別購買力平価の推計                   | 2002. 01. 18 |
| 78 | 職安求職来訪者による「失業者」調査                    | 2002. 03. 04 |
| 79 | 「統計」の品質をめぐる一翻訳と論文(2)                 | 2002. 09. 17 |
| 80 | インド統計制度の現状と課題(上)                     | 2003. 03. 05 |

### 統計研究参考資料 No. 81

#### フランスの新人口センサス計画の動向

2003年 2月25日

発行所 法政大学日本統計研究所  
〒194-0298 東京都町田市相原町4342  
Tel. 042-783-2325, 2326  
Fax 042-783-2332  
Email jsri@mt.tama.hosei.ac.jp

発行人 森 博美